

第45回社会保障審議会医療保険部会 議事次第

平成23年9月16日（金）
10時00分～12時00分
場所：グランドアーク半蔵門「華の間」

（議題）

1. 次回の診療報酬改定に向けた検討について
2. 社会保障・税一体改革成案における高額療養費の見直し等のセーフティーネット機能の強化、給付の重点化について

（配布資料）

【議題1について】

- 資料1 次期診療報酬改定の基本方針の検討について
- 資料2 過去の診療報酬改定の基本方針における視点等
- 資料3 平成22年度診療報酬改定の基本方針
- 資料4 平成22年度診療報酬改定の基本方針への対応状況について
- 資料5-1 次期診療報酬改定の基本方針の検討について（参考資料）
- 資料5-2 被災地の医療機関等に対する診療報酬上の緩和措置について
- 資料6 社会保障審議会医療保険部会（平成23年7月21日）における各委員の発言要旨

【議題2について】

- 資料7 社会保障・税一体改革成案における高額療養費の見直し等のセーフティーネット機能の強化、給付の重点化関係

社会保障審議会医療保険部会 委員名簿

平成23年9月16日現在

<p>本 委 員</p>	<p>えんどう ひさお ◎遠藤 久夫 おうみ なおと 逢見 直人 ふくだ とみかず 福田 富一</p>	<p>学習院大学経済学部教授 日本労働組合総連合会副事務局長 全国知事会社会文教常任委員長／栃木県知事</p>
<p>臨 時 委 員</p>	<p>あべ よしひろ 安部 好弘 いわた まさひこ ○岩村 正彦 いわもと やすし 岩本 康志 おおたに たかこ 大谷 貴子 おかざき せいや 岡崎 誠也 かみや かつこ 紙屋 克子 かわじり たかお 川尻 禮郎 こばやし たけし 小林 剛 さいとう まさのり 齊藤 正憲 さいとう まさやす 齋藤 正寧 しばた まさと 柴田 雅人 しらかわ しゅうじ 白川 修二 すずき くにひこ 鈴木 邦彦 たかはら あきら 高原 晶 ひぐち けいこ 樋口 恵子 ほり けんろう 堀 憲郎 やました いっぺい 山下 一平 よこお としひこ 横尾 俊彦 わだ よしたか 和田 仁孝</p>	<p>日本薬剤師会常務理事 東京大学大学院法学政治学研究科教授 東京大学大学院経済学研究科教授 全国骨髓バンク推進連絡協議会前会長 全国市長会国民健康保険対策特別委員長／高知市長 静岡県立大学大学院看護学研究科教授 全国老人クラブ連合会理事 全国健康保険協会 理事長 日本経済団体連合会社会保障委員会医療改革部会長 全国町村会行政部会長／秋田県井川町長 国民健康保険中央会理事長 健康保険組合連合会専務理事 日本医師会常任理事 諫早医師会会長 NPO法人高齢社会をよくする女性の会理事長 日本歯科医師会常務理事 日本商工会議所社会保障専門委員会委員 全国後期高齢者医療広域連合協議会会長／多久市長 早稲田大学法学学術院教授</p>
<p>専 門 委 員</p>	<p>あま きょうこ 阿真 京子 いのうえ きよなり 井上 清成 うんの のぶや 海野 信也 かんの まさひろ 神野 正博 てらお としひこ 寺尾 俊彦 もうり たえこ 毛利 多恵子</p>	<p>知ろう！小児医療 守ろう！子ども達の会代表 弁護士 日本産科婦人科学会医療改革委員会委員長 全日本病院協会副会長 日本産婦人科医会会長 日本助産師会副会長</p>

(注1)◎印は部会長、○印は部会長代理である。

(注2)専門委員は「平成23年度以降の出産育児一時金制度の在り方の検討」を専門事項とする。

第45回社会保障審議会医療保険部会

平成23年9月16日(金)10:00~12:00

グランドアーク半蔵門 「華の間」

○ ○
速 記

岩 安 岩 遠 藤 外 唐 横
本 部 村 藤 田 口 澤 尾
委 委 部 藤 大 局 審 委
員 員 会 部 臣 局 議 員
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

逢 見 委 員 ○
紙 屋 委 員 ○
川 尻 委 員 ○
小 林 委 員 ○
齊 藤 正 憲 委 員 ○
(参 考 人)
齋 藤 正 寧 委 員 ○
柴 田 委 員 ○

○ 山 下 委 員
○ 堀 委 員
○ 福 田 委 員
(参 考 人)
○ 樋 口 委 員
○ 高 原 委 員
○ 鈴 木 委 員
○ 白 川 委 員

○ 村 山 課 長
○ 横 幕 課 長
○ 濱 谷 課 長
○ 西 辻 課 長
○ 木 下 課 長
○ 鈴 木 課 長
○ 迫 井 企 画 官
○ 屋 敷 室 長
○ 池 永 課 長
○ 井 上 課 長

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

○ 下 島 企 画 官
○ 榑 原 管 理 官
○ 宮 崎 室 長
○ 後 藤 室 長
○ 鳥 山 管 理 官
○ 吉 田 管 理 官
○ 山 田 補 佐
○ 北 澤 室 長
○ 鈴 木 室 長

傍 聴 者 席

次期診療報酬改定の基本方針の検討について

1. これまでの基本方針

これまでの診療報酬改定の基本方針においては、「改定の視点」等を定めるとともに、この「視点」を踏まえた改定の「方向」を定めている。

(1) 平成 18 年度改定

改定の「視点」として以下の 4 点を定め、24 時間診療ができる在宅医療に係る評価や、患者の状態像に応じた慢性期入院医療の評価等の「方向」を定めた。

- ① 患者から見て分かりやすく、患者の生活の質の向上 (QOL) を高める医療を実現する視点
- ② 質の高い医療を効率的に提供するために医療機能の分化・連携を推進する視点
- ③ 我が国の医療の中で今後重点的に対応していくべきと思われる領域の評価の在り方について検討する視点
- ④ 医療費の配分の中で効率化余地があると思われる領域の評価の在り方について検討する視点

(2) 平成 20 年度改定

平成 18 年度改定の「基本的な医療政策の方向性」や「視点」等を継承するとともに、「産科や小児科をはじめとする病院勤務医の負担の軽減」を緊急課題として位置づけ、ハイリスク妊産婦への対応に係る評価や、病院勤務医の事務負担の軽減に係る評価等の「方向」を定めた。

(3) 平成 22 年度改定

我が国の医療がおかれた危機的な状況を解消するため、重点課題として、

- ① 救急、産科、小児、外科等の医療の再建
 - ② 病院勤務医の負担の軽減 (医療従事者の増員に努める医療機関への支援)
- を定め、地域連携による救急患者の受入れの推進の評価や、医療クラークの配置の促進等の医師の業務そのものを減少させる取組に対する評価等の「方向」を定めた。

また、改定の「視点」としては、平成 18 年度改定及び平成 20 年度改定における「視点」も踏まえつつ、

- ① 充実が求められる領域を適切に評価していく視点
- ② 患者からみて分かりやすく納得でき、安心・安全で生活の質にも配慮した医療を実現する視点

③ 医療と介護の機能分化と連携の推進等を通じて、質が高く効率的な医療を実現する視点

④ 効率化余地があると思われる領域を適正化する視点

の4点を定め、それぞれ、がん医療の推進、認知症医療の推進等に対する評価、患者一人一人の心身の特性や生活の質に配慮した医療の実現等に対する評価、在宅医療や訪問看護、在宅歯科医療の推進など、医療と介護の機能分化と連携などに対する適切な評価、市場実勢価格を踏まえた医薬品・医療材料・検査の適正な評価等の「方向」を定めた。

以上のような、過去に掲げてきた医療提供体制の充実及び適正な医療保険制度の運営に必要な視点を踏まえつつ、今回の診療報酬改定の基本方針においては、どのような「視点」や「方向」を盛り込むべきか、ご議論いただきたい。

2. 次期改定に向けた背景及び論点等

- 誰もが安心して質の高い医療を受けることができるとともに、限られた医療資源や財源を重点的かつ効率的に投入するために、前回の4つの「視点」について引き続き今回も「視点」として位置付けてはどうか。その際、修正すべき点はあるか。また、それぞれの具体的な検討の「方向」については、どのようなものが考えられるか。
- また、今般の診療報酬改定は、6年に1度の介護報酬との同時改定であり、医療・介護の機能分化の推進及び地域における連携体制の構築に向けた評価の在り方の検討について、どのように基本方針に位置付けていくべきか。
- こうした検討において、社会保障・税一体改革成案（平成23年6月30日政府・与党社会保障検討本部決定）において掲げられている、今後の医療・介護のあるべき姿として、病院・病床機能の分化・強化と連携や、在宅医療の充実等についてどのように踏まえていくか。
- さらに、東日本大震災による被災により明らかとなった、災害時における医療提供体制の問題点等を踏まえた災害に強い医療の在り方に関する評価や、被災地への診療報酬上の対応の在り方について基本方針に位置付ける必要があるのではないか。

※「視点」や「方向」の例

(視点の例)

- 医療機関等の機能分化、質が高く効率的な医療の提供
- 患者からみて分かりやすく納得でき、安心・安全で、生活の質に配慮した医療

(方向の例)

- ・ 高度急性期、急性期等の病院機能にあわせた入院医療の評価
- ・ 慢性期入院医療の適正な評価
- ・ 医療従事者の負担軽減に向けた評価の在り方（勤務体制等の改善の評価、外来診療の適正な評価、医師と病棟薬剤師等の他職種と役割分担と連携等の評価）

(視点の例)

- 充実が求められる領域を適切に評価していく視点

(方向の例)

- ・ 身体疾患を合併する精神疾患救急患者への対応等急性期の精神疾患に対する医療の適切な評価
- ・ 認知症の早期診断等、認知症に対する精神科医療の適切な評価
- ・ 緩和ケア、小児がんを含む、がん医療の適切な評価
- ・ 生活の質に配慮した歯科医療の適切な評価
- ・ 手術等の医療技術の適切な評価
- ・ 医薬品、医療材料等におけるイノベーションの適切な評価 等

(視点の例)

- 効率化余地がある領域を適正化する視点

(方向の例)

- ・ 後発医薬品の使用促進
- ・ 市場実勢価格等を踏まえた医薬品、医療材料等の評価 等

【医療と介護の機能強化・連携に関するもの】

- ・ 在宅医療を担う医療機関の役割分担や連携の評価
- ・ 早期の在宅療養への移行、地域生活への復帰に向けた取組の評価
- ・ 在宅での療養の質の向上に向けた在宅歯科、在宅薬剤管理の充実
- ・ 退院直後等の医療ニーズの高い者への重点化等の訪問看護の充実
- ・ 維持期のリハビリテーション等における医療・介護の円滑な連携
- ・ 介護施設における医療提供の評価の在り方

【東日本大震災を踏まえた災害対応に関するもの】

- ・ 今後の災害対策の充実を促進するための評価の在り方
- ・ 補助金や補償との役割分担を踏まえた被災地における診療報酬上の対応策

過去の診療報酬改定の基本方針における視点等

	平成18年改定	平成20年改定	平成22年改定	
重点課題等		<p>【緊急課題】 産科や小児科をはじめとする病院勤務医の負担の軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハイリスク妊産婦や母胎搬送への対応の充実 ・小児医療について専門的な医療を提供する医療機関の評価 ・診療所における夜間開業の評価 ・大病院が入院医療の比率を高めることの促進策 ・医師以外の者による書類作成等の体制の促進 	<p>【重点課題】 1. 救急、産科、小児、外科等の医療の再建</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域連携による救急患者の受け入れの推進 ・救急患者を受け入れる医療機関に対する評価 ・新生児等の救急搬送を担う医師の活動の評価 ・後方病床、在宅療養の機能強化 ・手術の適正評価 	
			<p>【重点課題】 2. 病院勤務医の負担軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師以外の医療職が担う役割の評価 ・医療職以外が担う役割の評価 ・医療クラークの配置の促進 ・地域の医療・介護関係職種の連携の評価 	
	視	① 患者から見て分かりやすく、患者の生活の質(QOL)を高める医療を実現する視点	① 患者から見て分かりやすく、患者の生活の質(QOL)を高める医療を実現する視点	① 患者から分かりやすく納得でき、安心・安全で、生活の質にも配慮した医療を実現する視点
		<ul style="list-style-type: none"> ・診療報酬の名称等の位置づけを含めた分かりやすい診療報酬体系への見直し ・領収書の発行の義務付けを視野に入れた患者への情報提供の推進 ・生活習慣病等の重症化予防の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・明細書を発行する仕組み ・分かりやすさの観点からの診療報酬体系や個々の評価項目の算定要件の見直し ・がん医療などについて、質を確保しつつ外来医療への移行を図るための評価 ・夕刻以降の診療所の開業の評価 ・地域単位での薬局における調剤の休日夜間や24時間対応の体制などに対する評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・診療報酬を患者等に分かりやすいものにするための検討 ・医療安全対策の推進に対する評価 ・患者一人一人の心身の特性や生活の質に配慮した医療の実現に対する評価 ・疾病の重症化予防などに対する適切な評価
点	② 質の高い医療を効率的に提供するために医療機能の分化・連携を推進する視点	② 質の高い医療を効率的に提供するために医療機能の分化・連携を推進する視点	② 医療と介護の機能分化と連携の推進等を通じて、質が高く効率的な医療を実現する視点	
	<ul style="list-style-type: none"> ・24時間診療ができる在宅医療や終末期医療への対応に係る評価 ・平均在院日数の短縮の促進に資する入院医療の評価 ・DPCの支払対象病院の拡大 ・病院と診療所の初再診料の格差等の外来医療の評価の在り方の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・診断群分類別包括評価(DPC)の支払対象病院の在り方、拡大等 ・提供された医療の結果により質を評価する手法 ・7対1基本科等について医療ニーズに着目した評価 ・医療関係者間の連携や、介護・福祉関係者との連携、在宅歯科医療、訪問薬剤指導、訪問看護等の充実を含め、在宅医療が更に推進されるような評価 ・歯や口腔機能を長期的に維持する技術等についての評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・質が高く効率的な急性期入院医療や回復期リハビリテーション等の推進に対する評価 ・在宅医療や訪問看護、在宅歯科医療の推進 ・介護職種も含めた多職種間の連携などに対する適切な評価 	
点	③ 我が国の医療の中で今後重点的に対応していくべきと思われる領域の評価の在り方について検討する視点	③ 我が国の医療の中で今後重点的に対応していくべきと思われる領域の評価の在り方について検討する視点	③ 充実が求められる領域を適切に評価していく視点	
	<ul style="list-style-type: none"> ・産科や小児科、救急医療等の適切な評価 ・IT化の集中的な推進 ・医療技術の在り方、難易度、時間、技術力等を踏まえた適切な評価と保険導入手続の透明化・明確化 	<ul style="list-style-type: none"> ・がん医療の均てん化や緩和ケアの推進等のための評価 ・脳卒中にかかる発症後早期の治療体制や地域連携クリティカルパスを用いた円滑な医療提供体制の構築等に向けた評価 ・救急搬送された自殺企図への自殺防止のための精神科医を含めた総合的な診療の評価 ・子どもの心の問題に係る外来診療や専門的な医療機関の評価 ・医療安全の更なる向上のため新しい取組に対する評価 ・医薬品、医療機器に係るイノベーションの評価と後発医薬品の更なる使用促進 ・IT化の積極的な推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・がん医療の推進 ・認知症医療の推進 ・新型インフルエンザや結核等の感染症対策の推進 ・肝炎対策の推進 ・質の高い精神科入院医療の推進 ・歯科医療の充実 ・新しい医療技術や医薬品等についての、イノベーションの適切な評価 	
	④ 医療費の配分の中で効率化余地があると思われる領域の評価の在り方について検討する視点	④ 医療費の配分の中で効率化余地があると思われる領域の評価の在り方について検討する視点	④ 効率化余地があると思われる領域を適正化する視点	
	<ul style="list-style-type: none"> ・慢性期入院医療の評価 ・入院時の食事に係る評価 ・外来医療における不適切な頻回受診の抑制のための評価 ・コンタクトレンズ診療等における不適切な検査の適正化のための評価 ・かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局の本来の建言に即した適正な評価 ・後発医薬品の使用促進 ・医薬品、医療材料、検査の市場実勢価格等を踏まえた評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・相対的に治療効果が低くなった技術等は、新しい技術への置き換えが着実に進むような適正な評価 ・後発医薬品の更なる使用促進のための仕組みや環境整備の方策 ・医薬品、医療材料、検査等の市場実勢価格等を踏まえた適正な評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・後発医薬品の使用促進 ・市場実勢価格調査等を踏まえた、医薬品・医療材料・検査の適正評価 ・相対的に治療効果が低くなった技術について、新しい技術への置き換えが着実に進むような適正な評価 	

平成 22 年度診療報酬改定の基本方針

平成 21 年 12 月 8 日
社会保障審議会 医療保険部会
社会保障審議会 医療部会

I 平成 22 年度診療報酬改定に係る基本的考え方

1. 基本認識・重点課題等

- 医療は、国民の安心の基盤であり、国民一人一人が必要とする医療を適切に受けられる環境を整備するため、医療提供者や行政、保険者の努力はもちろんのこと、患者や国民も適切な受診をはじめとする協力を行うなど、各人がそれぞれの立場で不断の取組を進めていくことが求められるところである。
- 我が国の医療費が国際的にみても GDP に対して極めて低水準にあるなかで、これまで医療現場の努力により、効率的で質の高い医療を提供してきたところであるが、高齢化の進展による患者増などにより、医療現場は疲弊してきている。
- 前回の診療報酬改定においても、こうした医療現場の疲弊や医師不足などの課題が指摘される中で所要の改定が行われたところであるが、これらの課題は必ずしも解消しておらず、我が国の医療は、依然として危機的な状況に置かれている。
- このような状況については、前回改定の改定率が必ずしも十分でなかったために、医療現場が抱える各種の課題が解消できなかったと考えられることから、今回の改定においては、医療費全体の底上げを行うことにより対応すべきであるとの意見があった。一方で、賃金の低下や失業率の上昇など、国民生活も厳しい状況に置かれており、また、保険財政も極めて厳しい状況にある中で、医療費全体を引き上げる状況ではなく、限られた財源の中で、医療費の配分の大幅な見直しを行うことにより対応すべきとの意見があった。また、配分の見直しのみでは医療危機を食い止めることは困難なところまできているので、今回は医療費全体の底上げと配分の見直しの両者により対応すべきとの意見があった。

- このような議論を踏まえた上で、平成22年度診療報酬改定においては、**「救急、産科、小児、外科等の医療の再建」**及び**「病院勤務医の負担の軽減（医療従事者の増員に努める医療機関への支援）」**を改定の**重点課題として取り組む**べきである。
- また、その際には、診療報酬だけで現在の医療が抱える課題の全てを解決できるものではないことから、診療報酬が果たすべき役割を明確にしつつ、地域特性への配慮や用途の特定といった特性を持つ補助金をはじめとする他の施策との役割分担を進めていくべきである。

2. 改定の視点

- 「救急、産科、小児、外科等の医療の再建」、「病院勤務医の負担の軽減（医療従事者の増員に努める医療機関への支援）」といった重点課題以外にも、がん対策や認知症対策など、国民の安心・安全を確保していく観点から充実が求められている領域も存在している。

このため、**「充実が求められる領域を適切に評価していく視点」**を今回の診療報酬改定の視点の一つとして位置付けるべきである。

- 一方、医療は、これを提供する側と受ける側との協働作業であり、患者が必要な情報に基づき納得した上で医療に参加していける環境を整えることや、安全であることはもちろん、生活の質という観点も含め、患者一人一人の心身の状態にあった医療を受けられるようにすることが求められる。

このため、**「患者から見て分かりやすく納得でき、安心・安全で、生活の質にも配慮した医療を実現する視点」**を今回の診療報酬改定の視点の一つとして位置付けるべきである。

- また、患者の視点に立った場合、質の高い医療をより効率的に受けられるようにすることも求められるが、これを実現するためには、国民一人一人が日頃から自らの健康管理に気を付けることはもちろんのこと、生活習慣病等の発症を予防する保健施策との連携を図るとともに、医療だけでなく、介護も含めた機能分化と連携を推進していくことが必要である。

このため、**「医療と介護の機能分化と連携の推進等を通じて、質が高く効率的な医療を実現する視点」**を今回の診療報酬改定の視点の一つとして位置

付けるべきである。

- 次に、医療を支える財源を考えた場合、医療費は保険料や公費、患者負担を財源としており、国民の負担の軽減の観点から、効率化の余地があると思われる領域については、その適正化を図ることが求められる。

このため、「効率化の余地があると思われる領域を適正化する視点」を今回の診療報酬改定の視点の一つとして位置付けるべきである。

Ⅱ 平成22年度診療報酬改定の基本方針（2つの重点課題と4つの視点から）

1. 重点課題

(1) 救急、産科、小児、外科等の医療の再建

- 我が国の医療が置かれている危機的な状況を解消し、国民に安心感を与える医療を実現していくためには、それぞれの地域で関係者が十分に連携を図りつつ、救急、産科、小児、外科等の医療を適切に提供できる体制をさらに充実させていくことが必要である。
- このため、地域連携による救急患者の受入れの推進や、小児や妊産婦を含めた救急患者を受け入れる医療機関に対する評価、新生児等の救急搬送を担う医師の活動の評価や、急性期後の受け皿としての有床診療所も含めた後方病床・在宅療養の機能強化、手術の適正評価などについて検討するべきである。

(2) 病院勤務医の負担の軽減（医療従事者の増員に努める医療機関への支援）

- また、救急、産科、小児、外科等の医療を適切に提供できる体制を充実させていくためにも、これらの医療の中心的役割を担う病院勤務医の過酷な業務に関する負担の軽減を図ることが必要であり、そのためには、これらの医療を担う医療機関の従事者の確保や増員、さらには定着を図ることが出来るような環境を整備することが必要である。
- このため、看護師や薬剤師等医師以外の医療職が担う役割の評価や、看護補助者等医療職以外の職員が担う役割の評価など、入院医療の充実を図る観点からの評価について検討するとともに、医療クラークの配置の促進など、医師の業務そのものを減少させる取組に対する評価などについて検討するべきである。

- また、診療所を含めた地域の医療機関や医療・介護関係職種が、連携しつつ、それぞれの役割を果たしていけるような仕組みが適切に機能することが、病院勤務医の負担の軽減につながると考えられることから、この点を踏まえた診療報酬上の評価について検討するべきである。

2. 4つの視点

(1) 充実が求められる領域を適切に評価していく視点

- 国民の安心・安全を確保していくためには、我が国の医療の中で充実が求められている領域については、診療報酬においても適切に評価していくことが求められる。
- このため、がん医療の推進や認知症医療の推進、新型インフルエンザや結核等の感染症対策の推進や肝炎対策の推進、質の高い精神科入院医療の推進や歯科医療の充実などに対する適切な評価について検討するべきである。
- 一方、手術以外の医療技術の適正評価についても検討するとともに、新しい医療技術や医薬品等については、イノベーションの適切な評価について検討するべきである。

(2) 患者からみて分かりやすく納得でき、安心・安全で、生活の質にも配慮した医療を実現する視点

- 医療は、これを提供する側と受ける側との協働作業であり、患者の視点に立った場合、分かりやすく納得でき、安心・安全で、生活の質にも配慮した医療を実現することが求められる。
- このため、医療の透明化や、診療報酬を患者等に分かりやすいものとするなどを検討するほか、医療安全対策の推進や、患者一人一人の心身の特性や生活の質に配慮した医療の実現、疾病の重症化予防などに対する適切な評価について検討するべきである。

(3) 医療と介護の機能分化と連携の推進等を通じて、質が高く効率的な医療を実現する視点

- 患者一人一人の心身の状態にあった質の高いサービスをより効率的に受け

られるようにするためには、医療と介護の機能分化と連携を推進していくことなどが必要であり、医療機関・介護事業所間の連携や医療職種・介護職種間の連携などを推進していくことが必要である。

- このため、質が高く効率的な急性期入院医療や回復期リハビリテーション等の推進や、在宅医療や訪問看護、在宅歯科医療の推進など、医療と介護の機能分化と連携などに対する適切な評価について検討するべきである。
- その際には、医療職種はもちろんのこと、介護関係者をも含めた多職種間の連携などに対する適切な評価についても検討するべきである。

(4) 効率化余地があると思われる領域を適正化する視点

- 医療費は保険料や公費、患者負担を財源としており、国民の負担を軽減する観点から、効率化の余地があると思われる領域については、その適正化を図ることが求められる。
- このため、後発医薬品の使用促進や、市場実勢価格等を踏まえた、医薬品・医療材料・検査の適正評価などについて検討するべきである。
- また、相対的に治療効果が低くなった技術については、新しい技術への置き換えが着実に進むよう、適正な評価の在り方について検討するべきである。

Ⅲ 後期高齢者医療の診療報酬について

- 75歳以上の方のみに適用される診療報酬については、若人と比較した場合、複数の疾病に罹患しやすく、また、治療が長期化しやすいという高齢者の心身の特性等にふさわしい医療を提供するという趣旨・目的から設けられたものであるが、行政の周知不足もあり、高齢者をはじめ国民の方々の理解を得られなかったところであり、また、中央社会保険医療協議会が行った調査によれば、必ずしも活用が進んでいない実態等も明らかになったところである。
- このため、75歳以上という年齢に着目した診療報酬体系については、後期高齢者医療制度本体の見直しに先行して廃止することとするが、このような診療報酬が設けられた趣旨・目的にも配慮しつつ、具体的な報酬設定を検討することとするべきである。

IV 終わりに

- 中央社会保険医療協議会におかれては、本基本方針の趣旨を十分に踏まえた上で、国民、患者の医療ニーズに即した具体的な診療報酬の改定案の審議を進められることを希望する。

「平成 22 年度診療報酬改定の基本方針」への対応状況について

基本方針	平成 22 年度改定での主な対応	主な実施状況
1. 重点課題		
(1) 救急、産科、小児、外科等の医療の再建		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域連携による救急患者の受入れの推進 ・ 小児や妊産婦を含めた救急患者を受け入れる医療機関に対する評価 ・ 新生児等の救急搬送を担う医師の活動の評価 ・ 急性期後の受け皿としての有床診療所も含めた後方病床・在宅療養の機能強化 ・ 手術の適正評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における救急医療機関に緊急入院した後、状況の落ち着いた患者の早期転院支援を評価した救急搬送患者地域連携紹介加算及び救急搬送患者地域連携受入加算の新設 ・ 地域の開業医等との連携により、救急患者を夜間・休日に受け入れるための救急体制を整えている医療機関を評価した地域連携夜間・休日診療料の新設 ・ 地域の小児科医が連携して夜間・休日に小児の診療が可能な体制を確保することの評価を引き上げるとともに、緊急度の高い患者を優先して治療する院内トリアージ加算を新設 ・ 合併症等によりリスクの高い分娩を行う妊産婦の入院についてハイリスク分娩管理加算及び妊産婦緊急搬送入院加算の評価を引き上げるとともに対象疾患を拡大 ・ NICU の確保を推進するために新生児特定集中治療室管理料の評価の引上げ及び新生児特定集中治療室管理料 2 の新設 ・ 外傷等による重篤な小児救急患者に対して、超急性期の救命医療とそれに引き続く急性期の専門的集中治療が提供されることについて、救命救急 	<ul style="list-style-type: none"> ・ H22.7 の届出医療機関数 (H21.7 の届出医療機関数) <ul style="list-style-type: none"> ・ 救急搬送患者地域連携紹介加算：506 施設 ・ 救急搬送患者地域連携受入加算：1,879 施設 ・ 地域連携夜間・休日診療料：180 施設 ・ ハイリスク分娩管理加算：692 施設 (632 施設) ・ 妊産婦緊急搬送入院加算：1,471 施設 (1,324 施設) ・ 新生児特定集中治療管理料：209 施設 (194 施設) ・ 救命救急入院料：333 施設 (211 施設) ・ 特定集中治療室管理料：639 施設 (616 施設) ・ 新生児治療回復室入院医療管理料：102 施設 ・ H22.6 の算定状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 有床診療所一般病床初期加算：137,749 回 ・ 地域連携小児夜間・休日診療料 院内トリアージ加算：20,781 回 ・ < 中医協診療報酬改定結果検証部会の評価 > <ul style="list-style-type: none"> ・ 要件緩和を行ったハイリスク分娩管理加算や超重症児 (者) 入院診療加算、新たな評価区分として見直しを行った新生児治療回復室入院医療管理料について大きく算定件数が増加。 ・ 救急医療に従事する 1 施設当たりの医師数、看護職

	<p>入院料及び特定集中治療室管理料に小児加算を新設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NICU の満床状態の解消が周産期救急医療における課題となっていることから、NICU からハイリスク児を直接受け入れる後方病床である新生児治療回復室 (GCU) について、その受入れを評価する新生児治療回復室入院医療管理料の新設 ・ 地域医療を支える有床診療所の一般病床において、急性期の入院医療を経た患者等を受け入れた場合の入院早期の評価として有床診療所一般病床初期加算の新設 ・ 外保連試算を活用した手術料の引上げ 	<p>員数について、専従・専任とも概ね増加。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改定による救急医療の充実についての自己評価は約半数が無回答であるが、充実できたとの回答は約2割となっており、その理由として、診療報酬のさらなる充実はもちろんのこと、医師や看護師などの人材不足をあげている医療機関が多かった。
<p>(2) 病院勤務医の負担の軽減 (医療従事者の増員に努める医療機関への支援)</p>		
<p>○入院医療の充実を図る観点からの評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 看護師や薬剤師等医師以外の医療職が担う役割の評価 ・ 看護補助者等医療職以外の職員が担う役割の評価 <p>○医師の業務そのものを減少させる取組に対する評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療クラークの配置の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 急性期入院医療について、病院勤務医負担軽減及び役割分担を推進するため、急性期看護補助体制加算の新設、他職種からなるチームによる取り組みを評価する栄養サポートチーム加算及び呼吸ケアチーム加算の新設 ・ 病院勤務医の負担を軽減し、処遇を改善する体制を要件とした診療報酬項目の拡大 ・ 急性期の入院医療を担う病院勤務医にとって、書類作成業務が大きな負担となっていること等から医師事務作業補助者体制加算の引き上げを行うとともに、より多くの医師事務補助者を配置した場合の評価を新設 	<ul style="list-style-type: none"> ・ H22.7 の届出医療機関数 (H21.7 の届出医療機関数) <ul style="list-style-type: none"> ・ 急性期看護補助体制加算：1,648 施設 ・ 栄養サポートチーム加算：431 施設 ・ 呼吸ケアチーム加算：179 施設 ・ 医師事務作業補助体制加算：1,605 施設 (1,098 施設) ・ 中医協診療報酬改定結果検証部会において調査を実施中
<p>○診療所を含めた地域の医療機関や医療・介護関係職種が連携しつつ、それぞれの役割を果たしてい</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 慢性期病棟等退院調整加算について、手厚い体制で退院調整を行う場合の評価の新設 	<ul style="list-style-type: none"> ・ H22.7 の届出医療機関数 (H21.7 の届出医療機関数) <ul style="list-style-type: none"> ・ 慢性期病棟等退院調整加算：3,306 施設

<p>けるような取組の評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> 手厚い看護職員の配置を行う有床診療所入院基本料の評価を新設するとともに、実態を踏まえた評価区分の見直し 地域連携診療計画において、退院後の通院医療等を担う病院・診療所・介護サービス事業所等を含めた連携と情報提供を評価するため、地域連携診療計画退院計画加算及び地域連携診療計画退院時指導料2の新設 <ul style="list-style-type: none"> 入院中の医療機関の医師等がケアマネジャーと連携して患者に対して、退院後の介護サービスについて情報供給を行った場合の介護支援連携指導料を新設 	<p>(2,895 施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> 有床診療所入院基本料：7,175 施設 (7,842 施設) H22.6 の算定状況 (H21.6 の算定状況) <ul style="list-style-type: none"> 地域連携診療計画退院時指導料 (I)：5,076 回 (2,027 回) 地域連携診療計画退院計画加算：1,210 回 介護支援連携指導料：12,972 回
<p>2. 4つの視点</p>		
<p>(1) 充実が求められる領域を適切に評価していく視点</p>		
<ul style="list-style-type: none"> がん医療の推進 認知症医療の推進 新型インフルエンザや結核等の感染症対策の推進 肝炎対策の推進 質の高い精神科入院医療の推進 歯科医療の充実 	<ul style="list-style-type: none"> がん診療連携拠点病院等と地域の医療機関ががん患者の退院後の治療をあらかじめ作成・共有された計画に基づき連携して行うこと等を評価するがん治療連携計画策定料 (計画策定病院) 及びがん治療連携指導料 (連携医療機関) の新設 認知症患者に対して、専門的な医療機関において診断と療養方針の決定を行い、かかりつけ医がその後の管理を行うことについて評価した認知症専門診断管理料及び認知症専門医療機関連携加算の新設 新型インフルエンザ等が発生した際に対応するため、陰圧室管理環境整備に対する評価として、二類感染症患者療養環境特別加算の陰圧室加算の 	<ul style="list-style-type: none"> H22.7 の届出医療機関数 (H21.7 の届出医療機関数) <ul style="list-style-type: none"> がん診療連携計画策定料：231 施設 がん治療連携指導料：766 施設 認知症専門診断管理料：193 施設 肝炎インターフェロン治療計画料：1,262 施設 精神病棟入院基本料：1,320 施設 (1,344 施設) 歯科技工加算：7,178 施設 H22.6 の算定状況 <ul style="list-style-type: none"> 診療情報提供料 (I) <ul style="list-style-type: none"> 認知症専門医療機関連携加算：58 回 二類感染症患者療養環境特別加算 <ul style="list-style-type: none"> 陰圧室加算：15,268 回

	<p>新設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 肝炎治療の専門医療機関において、インターフェロン治療の計画を策定し、副作用等を含めた詳細な説明を行うことを評価した肝炎インターフェロン治療計画料の新設 ・ 精神科病棟において、15対1を超えた手厚い看護体制を提供している病棟について、精神科病棟入院基本料13対1の新設 ・ 障害者の心身の特性に応じたよりきめ細やかな歯科衛生実地指導を評価した歯科衛生実地指導料2の新設 ・ 歯科医療機関内に歯科技工士を配置し、その技能を活用する取組を評価した歯科技工加算の新設 	<p><中医協診療報酬改定結果検証部会の評価></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成22年度改定で新設された歯科技工加算について、現在の歯科診療所における入れ歯修理の期間については、内部の歯科技工室で修理する限り、9割は当日の修理が完了しており、加算創設によるものとまではいえないが、患者の要望にあった修理が行われているという点において有効に活用されている。 ・ 精神入院医療、在宅歯科医療及び障害者歯科医療については、中医協診療報酬改定結果検証部会において調査を実施中
<ul style="list-style-type: none"> ・ 手術以外の医療技術の適正評価 ・ 新しい医療技術や医薬品等について、イノベーションの適切な評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 先進医療専門家会議や医療技術評価分科会における検討結果を踏まえ、手術以外の先進医療技術及び新規保険収載提案技術の保険導入 ・ 新規に区分C2で保険適用された医療材料について、技術料を新設するとともに、その他の医療材料についても診療行為の実態を踏まえて適切な評価体系に見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ・ H22.7の届出医療機関数 <ul style="list-style-type: none"> ・ 画像誘導放射線治療加算：179施設 ・ 皮下連続式グルコース測定：194施設 ・ H22.6の算定状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 内視鏡検査（胃・十二指腸ファイバースコープ等）狭帯域光強調加算：18,626回
<p>(2) 患者からみて分かりやすく納得でき、安心・安全で、生活の質にも配慮した医療を実現する視点</p>		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療の透明化や診療報酬を患者等に分かりやすいものとする ・ 医療安全対策の推進 ・ 患者一人一人の心身の特性や生活の質に配慮した医療の実現 ・ 疾病の重症化予防などに対する適切な評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療の透明化や患者への情報提供の観点から明細書発行義務化の拡大 ・ 患者の納得、わかりやすさという観点から病院と診療所の再診料の統一 ・ 患者からの休日・夜間の問い合わせに対応可能な診療所を評価する地域医療貢献加算の新設 	<ul style="list-style-type: none"> ・ H22.7の届出医療機関数（H21.7の届出医療機関数） <ul style="list-style-type: none"> ・ 明細書発行体制加算：59,661施設 ・ 地域医療貢献加算：19,556施設 ・ 医療安全対策加算：2,639施設（1,602施設） ・ 在宅血液透析指導管理料：104施設

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外来管理加算における時間の目安を廃止し、「懇切丁寧な説明に対する評価」をより明確化する観点から要件を追加 ・ 医療安全対策加算について、評価の引上げを行うとともに、より多くの病院において医療安全対策を推進する観点から、要件を緩和した評価の新設 ・ 患者が在宅で血液透析を実施している間の安全管理体制等が確保されていることを踏まえて、在宅血液透析指導管理料の評価を引き上げるとともに、要件の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ・ H22.6 の算定状況 (H21.6 の算定状況) <ul style="list-style-type: none"> ・ 再診料：73,730,046 回 (病院：13,553,002 回、診療所：63,622,086 回) ・ 外来管理加算：33,494,820 回 (33,919,070 回) <p>< 中医協診療報酬改定結果検証部会の評価 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 明細書無料発行の原則義務化については、平成 22 年度改定における措置により着実に進んでおり、患者の認知も進んでいる。 ・ 一方で、毎回同じ内容であることや、内容が分かりにくい等の理由により発行を希望しない患者も一定数おり、明細書の有効活用のためにも、患者への一層の周知を進める必要がある。 <p>< 中医協診療報酬改定結果検証部会の評価 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外来管理加算の要件見直しについては、実際に診療内容等を変更した例は少なく、これまでと同様の診療内容で充分要件に該当しているようである。 ・ 地域医療貢献加算については、24 時間の電話対応や時間外診察対応等、患者に対して非常に手厚い対応を行っている。ただし、患者に対する時間外対応等の一層の周知が必要。
<p>(3) 医療と介護の機能分化と連携の推進等を通じて、質が高く効率的な医療を実現する視点</p>		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 質が高く効率的な急性期入院医療や回復期リハビリテーション等の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定機能病院等の大規模病院においては高度な医療の提供が求められており、検査の質を確保す 	<ul style="list-style-type: none"> ・ H22.7 の届出医療機関数 (H21.7 の届出医療機関数) <ul style="list-style-type: none"> ・ 検体検査管理加算 (I)：3,458 施設 (3,647 施設)

<ul style="list-style-type: none"> 在宅医療、訪問看護、在宅歯科医療の推進 	<p>る観点から、より充実した体制で検体検査を行う場合を評価した検体検査管理加算(Ⅳ)の新設</p> <ul style="list-style-type: none"> 大腿骨頸部骨折をはじめとして、発症あるいは術後早期からの集中的なリハビリテーションが重要であることから、より充実した人員配置を評価した運動器リハビリテーション料の新設 在宅医療における症状増悪等の対応への不安が大きいことから、こうした場合に一層手厚い対応が行われるよう往診料の評価の引き上げ 小規模な訪問看護ステーションが未だ多く、利用者のニーズに対応できない場合があるため、訪問看護療養費の算定可能な訪問看護ステーション数の制限の緩和 歯科訪問診療の実態も踏まえ、よりわかりやすい診療報酬体系とする観点から、歯科訪問診療料の算定要件の見直し 	<p>検体検査管理加算(Ⅱ)：2,018施設(1,820施設) 検体検査管理加算(Ⅲ)：214施設(530施設) 検体検査管理加算(Ⅳ)：461施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 運動器リハビリテーション料(Ⅰ)：3,977施設 運動器リハビリテーション料(Ⅱ)：5,156施設(8,195施設) 運動器リハビリテーション料(Ⅲ)：1,498施設(1,610施設) <p>・H22.6の算定状況(H21.6の算定状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> 往診料：153,809回(228,114回) 歯科訪問診療料1：155,417回(154,169回) 歯科訪問診療料2：238,124回(150,244回) <p>・中医協診療報酬改定結果検証部会において調査を実施中</p>
<p>○ 医療職種はもちろんのこと、介護関係者をも含めた多職種間の連携などに対する適切な評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> 後期高齢者総合評価加算について、評価の内容に、退院後を見越した介護保険によるサービスの必要性等を位置付け、対象者を65歳以上の患者等に拡大 	<ul style="list-style-type: none"> H22.7の届出医療機関数(H21.7の届出医療機関数) 総合評価加算：1,096施設(1,318施設)
<p>(4) 効率化余地があると思われる領域を適正化する視点</p>		
<ul style="list-style-type: none"> 後発医薬品の使用促進 市場実勢価格等を踏まえた、医薬品・医療材料・検査の適正評価 	<ul style="list-style-type: none"> 薬局における後発医薬品の調剤を促すため、調剤基本料の後発医薬品調剤体制加算の要件を数量ベースでの後発医薬品の使用割合に変更 医療機関における後発医薬品を積極的に使用する体制の評価 検体検査の実施料の衛生検査所等調査に基づく 	<ul style="list-style-type: none"> H22.7の届出医療機関数(H21.7の届出医療機関数) 後発医薬品調剤体制加算：23,864施設(37,520施設) 後発医薬品使用体制加算：1,520施設

	適正化	<p><中医協診療報酬改定結果検証部会の評価></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 薬局における後発医薬品の調剤は二極化していることがうかがえる。後発医薬品の調剤にあまり積極的に取り組まない薬局は昨年より減少しているものの2割以上存在している。 ・ また、後発医薬品に対する医師の疑問を解消していくための更なる取組が必要。 ・ なお、後発医薬品の使用状況については、平成23年度も調査を実施中。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 相対的に治療効果が低くなった技術については、新しい技術への置き換えが着実に進むよう、適正な評価の在り方について検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・ デジタルエックス線撮影について、アナログ撮影と比較して多くの利点を有していることから、平成21年末をもってデジタル映像化処理加算が廃止されることを踏まえ、アナログ撮影と区別を明確化するためデジタルエックス線撮影料を新設 	<ul style="list-style-type: none"> ・ H22.6の算定状況 (H21.6の算定状況) ・ 単純撮影 デジタル撮影：6,504,901回 (単純撮影 デジタル映像化処理加算：2,477,613回) ・ 造影剤使用撮影 デジタル撮影：80,832回 (造影剤使用撮影 デジタル映像化処理加算：40,907回)
後期高齢者医療の診療報酬について		
<p>○ このため、75歳以上という年齢に着目した診療報酬体系については、後期高齢者医療制度本体の見直しに先行して廃止することとするが、このような診療報酬が設けられた趣旨・目的にも配慮しつつ、具体的な報酬設定を検討することとすべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 薬剤情報提供料の後期高齢者手帳記載加算については、薬剤服用歴を経時的に管理できる手帳に記載し、管理できる取組を評価しているが、こうした取組は年齢を問わず重要であることから、名称を手帳記載加算とし、対象者を全年齢に拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ・ H22.6の算定状況 (H21.6の算定状況) ・ 薬剤情報提供料 手帳記載加算：2,052,517回 (1,289,944回)

注：届出医療機関数については、平成23年9月6日時点の医療課調べの数値である。

次期診療報酬改定の基本方針の検討について

参考資料

目次

1.	社会保障・税一体改革成案(平成23年6月30日政府・与党社会保障検討本部決定)2
2.	慢性期入院医療について9
3.	病院医療従事者の負担軽減について13
4.	精神科医療について25
5.	がん対策について34
6.	歯科医療について40
7.	医療技術の評価について46
8.	医薬品、医療材料におけるイノベーションの評価50
9.	後発医薬品の使用状況について57
10.	医薬品、医療材料の価格算定について64
11.	在宅医療の現状66
12.	在宅歯科医療の現状71
13.	在宅における薬剤師業務について77
14.	訪問看護について82
15.	退院調整について88
16.	リハビリテーションについて92
17.	介護施設において提供される医療について95
18.	災害医療について98

1 社会保障・税一体改革成案(抄)

(平成23年6月30日 政府・与党社会保障検討本部決定)

2

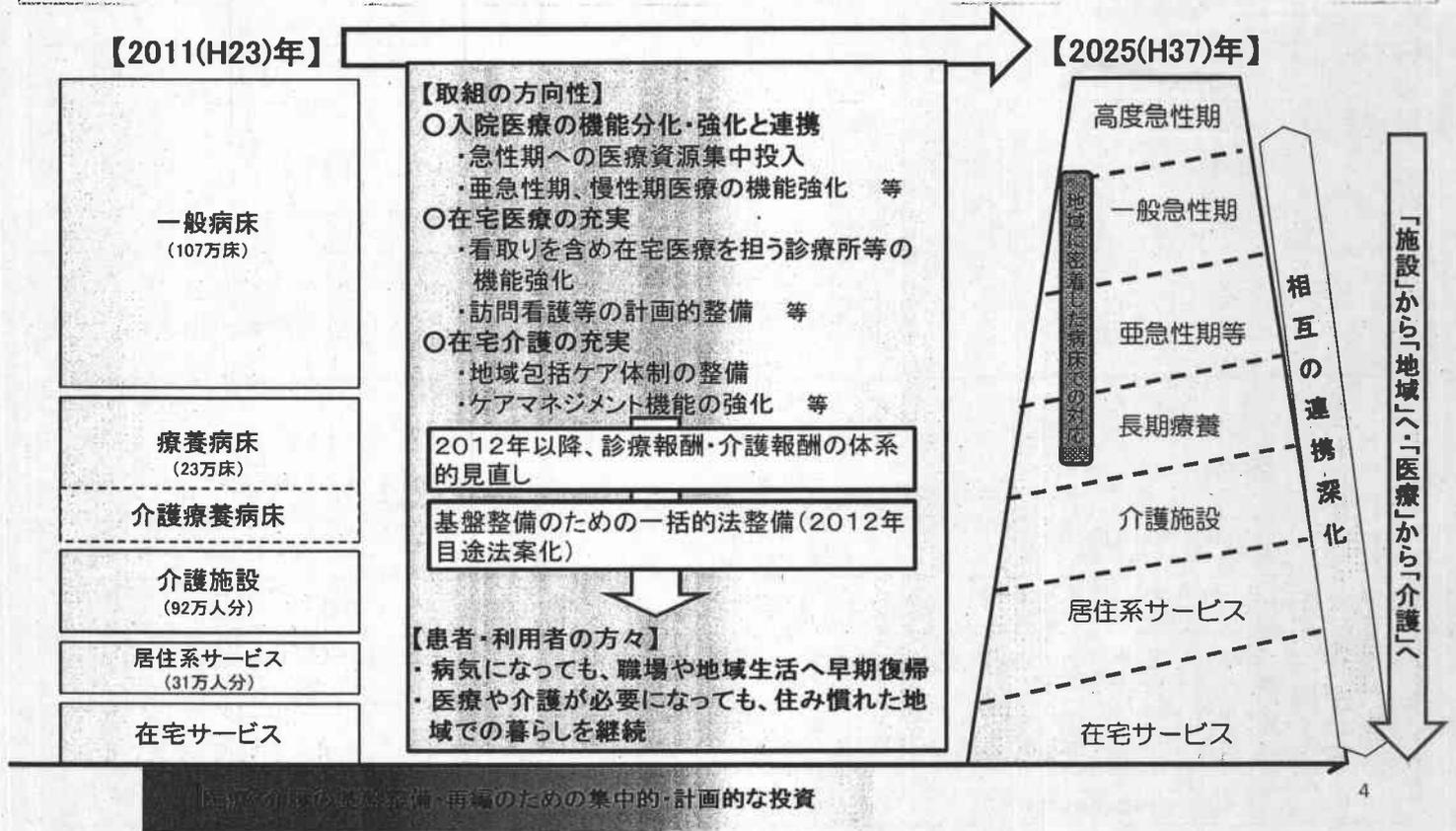
社会保障・税の一体改革に関する検討ポイント

II 医療・介護等

- 地域の实情に応じたサービスの提供体制の効率化・重点化と機能強化を図る。そのため、診療報酬・介護報酬の体系的見直しと基盤整備のための一括的な法整備を行う。
 - ・ 病院・病床機能の分化・強化と連携、地域間・診療科間の偏在の是正、予防対策の強化、在宅医療の充実等、地域包括ケアシステムの構築・ケアマネジメントの機能強化・居住系サービスの充実、施設のユニット化、重点化に伴うマンパワーの増強
 - ・ 平均在院日数の減少、外来受診の適正化、ICT活用による重複受診・重複検査・過剰薬剤投与等の削減、介護予防・重度化予防
- 保険者機能の強化を通じて、医療・介護保険制度のセーフティネット機能の強化・給付の重点化などを図る。
 - a) 被用者保険の適用拡大と国保の財政基盤の安定化・強化・広域化
 - ・ 短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大、市町村国保の財政運営の都道府県単位化・財政基盤の強化
 - b) 介護保険の費用負担の能力に応じた負担の要素強化と低所得者への配慮、保険給付の重点化
 - ・ 1号保険料の低所得者保険料軽減強化
 - ・ 介護納付金の総報酬割導入、重度化予防に効果のある給付への重点化
 - c) 高度・長期医療への対応(セーフティネット機能の強化)と給付の重点化
 - ・ 高額療養費の見直しによる負担軽減と、その規模に応じた受診時定額負担等の併せた検討(病院・診療所の役割分担を踏まえた外来受診の適正化も検討)。ただし、受診時定額負担については低所得者に配慮。
 - d) その他
 - ・ 総合合算制度、低所得者対策・逆進性対策等の検討
 - ・ 後発医薬品の更なる使用促進、医薬品の患者負担の見直し、国保組合の国庫補助の見直し
 - ・ 高齢者医療制度の見直し(高齢世代・若年世代にとって公平で納得のいく負担の仕組み、支援金の総報酬割導入、自己負担割合の見直しなど)

将来像に向けての医療・介護機能再編の方向性イメージ

○ 患者ニーズに応じた病院・病床機能の役割分担や、医療機関間、医療と介護の間の連携強化を通じて、より効果的・効率的な医療・介護サービス提供体制を構築。

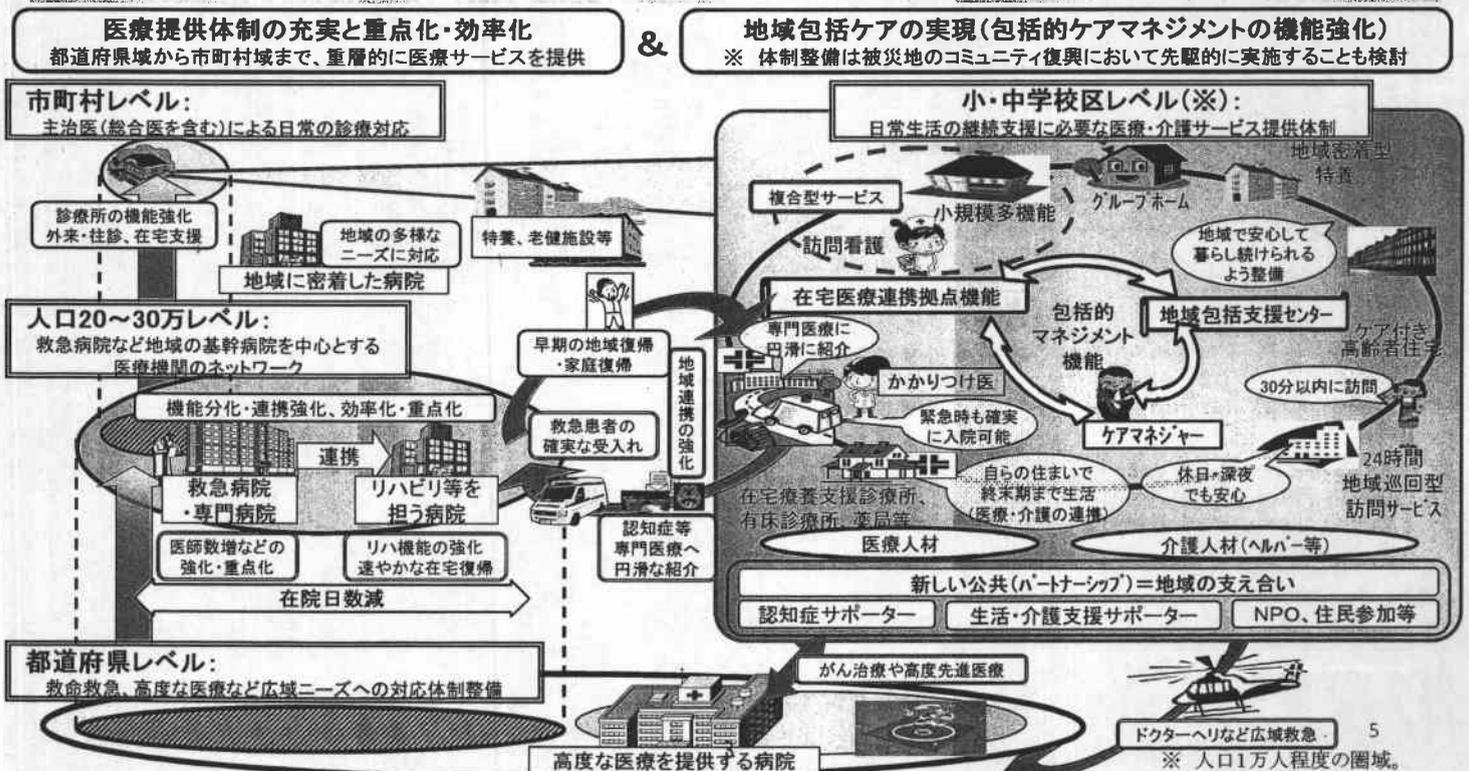


医療・介護の基盤整備・再編のための集中的・計画的な投資

医療・介護の提供体制の将来像の例

～機能分化し重層的に住民を支える医療・介護サービスのネットワーク構築～

- 日常生活圏域内において、医療、介護、予防、住まいが切れ目なく、継続的かつ一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の確立を図る。
- 小・中学校区レベル（人口1万人程度の圏域）において日常的な医療・介護サービスが提供され、人口20～30万人レベルで地域の基幹病院機能、都道府県レベルで救命救急・がんなどの高度医療への体制を整備。



平成23年7月14日第11回社会保障改革に関する集中検討会議（資料5）社会保障・税一体改革成案における検討項目（参考資料）（抄）
（参考）改革シナリオにおける主な機能強化、効率化・重点化要素（2025年）

		2025年
機能強化	急性期医療の改革 （医療資源の集中投入等）	・高度急性期の職員等 2倍程度増（単価 約1.9倍）（現行一般病床平均対比でみた場合） ・一般急性期の職員等 6割程度増（単価 約1.5倍）（ " ） ・亜急性期・回復期リハ等の職員 コメディカルを中心に3割程度の増（単価15%程度増）
	長期療養・精神医療の改革 （医療資源の集中投入等）	・長期療養の職員 コメディカルを中心に1割程度の増（単価5%程度増） ・精神病床の職員 コメディカルを中心に3割程度の増（単価15%程度増）
	在宅医療・在宅介護の推進等 （施設から在宅・地域へ、認知症への対応）	・在宅医療利用者数の増 1.4倍程度 ・居住系・在宅介護利用者 約25万人/日程度増加（現状投影シナリオに対する増）・グループホーム約10万人/日、小規模多機能 約32万人/日分程度増加（現状投影シナリオに対する増） ・定期巡回、随時対応 約15万人/日分程度整備
	医療・介護従事者数の増加	・全体で2011年の1.5～1.6倍程度まで増
	その他各サービスにおける充実、サービス間の連携強化など	・介護施設におけるユニットケアの普及、在宅介護サービス利用量の増大等各種サービスの充実 ・介護職員の処遇改善（単価の上昇） ・地域連携推進のためMSW等の増（上記医療機関の職員増に加えて1～2中学校区に1名程度増）など
効率化・重点化	急性期医療の改革 （平均在院日数の短縮等） ※ 早期の退院・在宅復帰に伴い患者のQOLも向上	・高度急性期 平均在院日数 15～16日程度 ・一般急性期 平均在院日数 9日程度 ・亜急性期・回復期等 平均在院日数 60日程度（パターン1の場合） （現行一般病床についてみると、平均在院日数19～20日程度〔急性期15日程度（高度急性19～20日程度、一般急性13～14日程度）、亜急性期等75日程度〕とみられる。）
	長期療養・精神医療の改革 （平均在院日数の短縮等）	・長期療養 在院日数1割程度減少 ・精神病床 在院日数1割程度減少、入院2割程度減少
	在宅医療・在宅介護の推進等 （施設から在宅・地域へ）	・入院・介護施設入所者 約60万人/日程度減少（現状投影シナリオに対する減）
	予防（生活習慣病・介護）・地域連携・ICTの活用等	・生活習慣病予防や介護予防・地域連携・ICTの活用等により、医療については外来患者数5%程度減少（入院ニーズの減少に伴い増加する分を除く）、介護については要介護者等3%程度減少
	医薬品・医療機器に関する効率化等	・伸び率として、△0.1%程度（医療の伸び率ケース①の場合） （現状投影シナリオでも織り込み。後発医薬品の使用促進については、設定した伸び率に、最近の普及の傾向が含まれている。）
	医師・看護師等の役割分担の見直し	・病院医師の業務量△2割程度（高度急性期、一般急性期）

平成23年7月14日第11回社会保障改革に関する集中検討会議（資料5）社会保障・税一体改革成案における検討項目（参考資料）（抄）

外来受診の適正化等の取組み ～健康増進などで医療機関にかからなくて済むように～

○ 生活習慣病予防の積極的な推進、医療連携の推進、ICTの利活用、番号制度の導入、保険者による適正な受診の指導や電子化したデータを用いた保健事業の推進などにより、国民の生活の質を向上。

所要額（公費）
2015年
▲0.1兆円程度

<現状>

- 日本人の死亡原因の約6割が生活習慣病。
- 在宅医療で、医療関係者と介護の関係者間で必要な情報を十分に共有できていない。
- 一度に多くの医療機関で診察を受けたり、短い期間で何度も医療機関にかかったりするなど、日本の一人当たり外来診察回数は、諸外国と比べて多い。

（参考）1人あたり外来診察回数の国際比較（年単位）

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン	日本
1人あたり 外来診察回数	4.0 （※1）	5.9	7.8	6.9	2.8 （※2）	13.4 （※1）

（出典）：「OECD Health Data 2010」

注「※1」は2007年のデータ「※2」は2006年のデータ

重点化・効率化

<改革の具体策>

- 特定健診を推進して、生活習慣病を予防
- 医療機関などの連携を強化し、必要な時に迅速にサービスを受けられるように。
- 電子化の推進で利便性の向上
医療・健康情報を電子化し、自分の健康管理がより簡単に。診療報酬の請求を電子化し、事務を簡素・効率化。
- 電子化したデータを用いて市町村などの保険者が、適正な受診の指導などを実施
- 番号制度の導入で医療・介護サービスの手続きがより簡単に。



氏名：〇〇
番号：××-××



保険証は一枚だけで可、医療・介護で重複した手続きが1回に、など。

後発医薬品の更なる使用促進等 ～後発医薬品のシェアを30%に～

- 現在、後発医薬品（ジェネリック医薬品）のシェア（数量ベース）を30%とする目標を掲げているが、更なる使用促進を図る。医薬品に対する患者負担を、市販医薬品の価格水準も考慮して見直す。

<現状>

- 先発品と比べて低価格の後発医薬品は患者負担の軽減や医療保険財政の改善のために重要。現在、数量シェアを30%に引き上げることを目標。
- 後発医薬品のシェアは近年、上昇しているが、更なる使用促進を図る必要。また、併せて医薬品の患者負担の見直しを行う。



（参考）日本の後発医薬品の数量シェアの推移

	H17年9月	H19年9月	H21年9月	22年12月※
後発医薬品割合	16.8	18.7	20.2	22.8

※厚生労働省調べ（薬価調査に基づく）。
但し、22年12月のみ、レセプト電算処理システムで処理された薬局における調剤レセプトのデータを基に分析したもの。調査方法が異なるので、単純に比較はできない。

（参考）諸外国の後発医薬品の数量シェア

	アメリカ	イギリス	ドイツ
後発医薬品の数量シェア(%)	69	61	64

（出典）IMS/ミッド(MIDAS: Market Segmentation: RX Only、メーカー出荷ベース、MAT Dec-2005)
諸外国の数値については、出典及び定義に差異があるため、単純に比較はできない。

<改革の具体策>

- 診療報酬の見直し等により後発医薬品の使用促進を図っており、こうした取組を更に進める。
- 都道府県に協議会を設置し、国民や医療関係者が安心して後発医薬品を使用できるような環境整備を図る。また、モデル保険者による差額通知サービスの実施により、保険者における使用促進の取組みを推進。
- 医薬品に対する患者負担を、市販医薬品の価格水準も考慮して見直す。

2 慢性期入院医療について

医療施設・介護施設の利用者に関する横断調査の概要

○調査時期：平成22年6月実施

○調査方法：療養病床等の入院患者等の状態を、共通尺度を用いて横断的に把握。

○調査対象

医療施設

- ・ 一般病棟(看護配置13対1・15対1)
- ・ 医療療養病棟
- ・ 在宅 等

介護施設

- ・ 介護療養型医療施設
- ・ 介護老人保健施設
- ・ 介護老人福祉施設

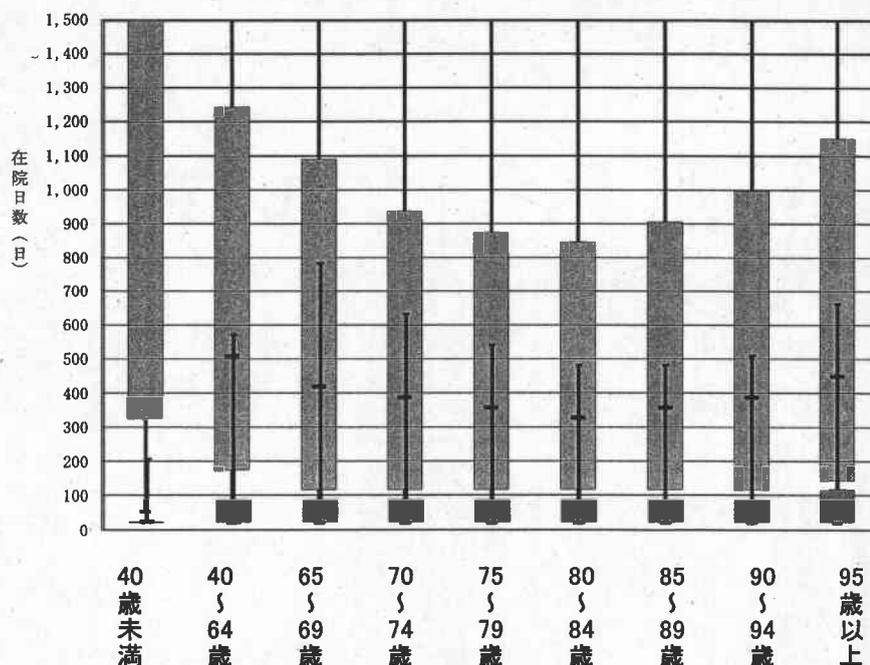
○内容

- ・ 年齢、在院日数
- ・ 医療区分・ADL区分
- ・ 医療の提供状況
- ・ 今後の病状の見通し 等

10

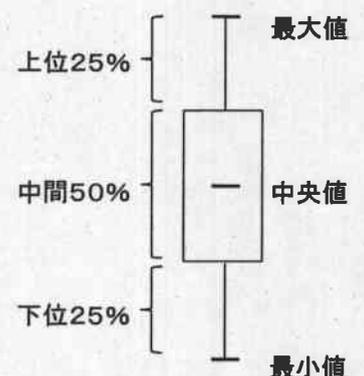
医療施設・介護施設の利用者に関する横断調査より

在院日数と年齢のクロス集計(箱ひげ図)



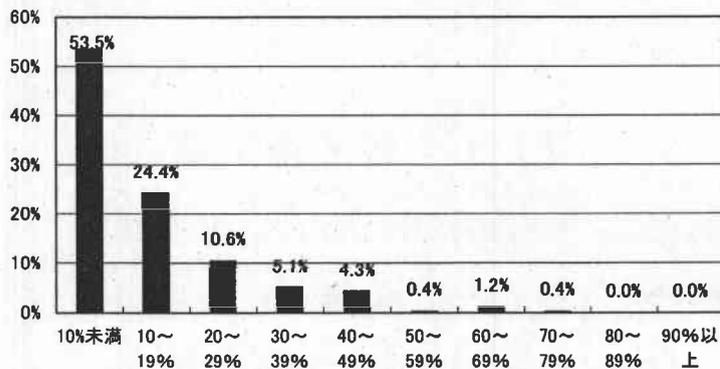
■ 療養病棟
■ 一般病棟
(13対1、15対1)

(参考)箱ひげ図

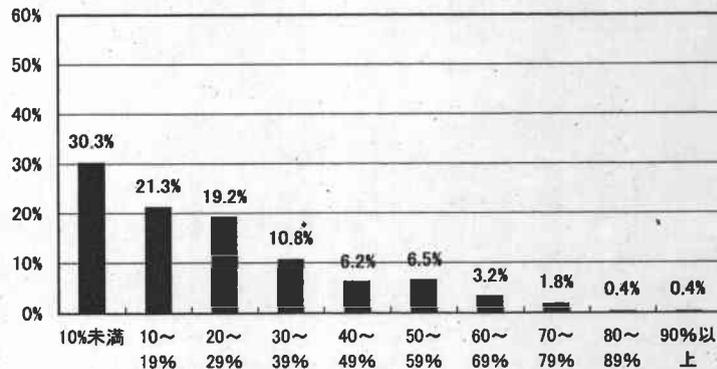


病棟ごとの在院日数90日超え患者の割合

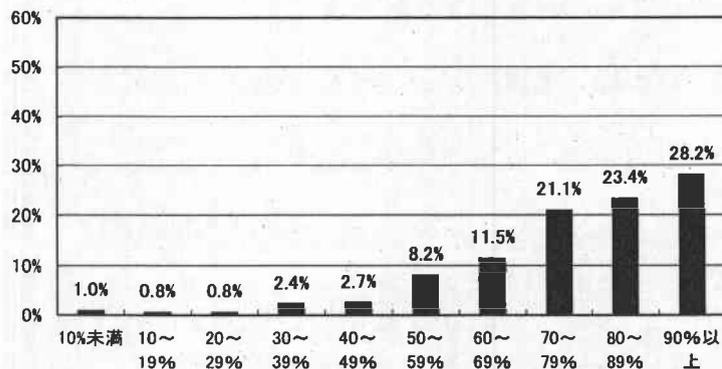
一般病棟(看護配置13:1) N=254施設



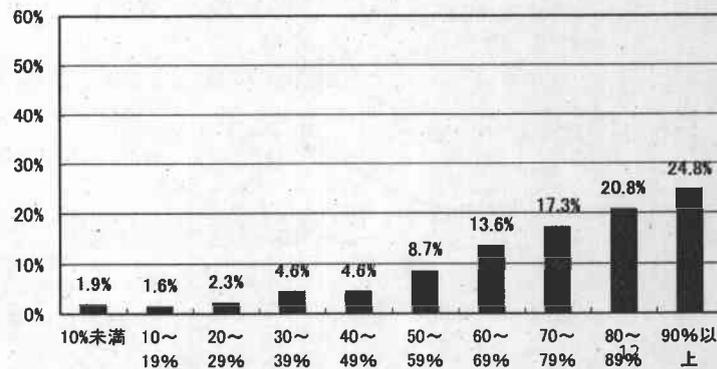
一般病棟(看護配置15:1) N=783施設



医療療養病棟(看護配置20:1) N=567施設



医療療養病棟(看護配置25:1) N=832施設

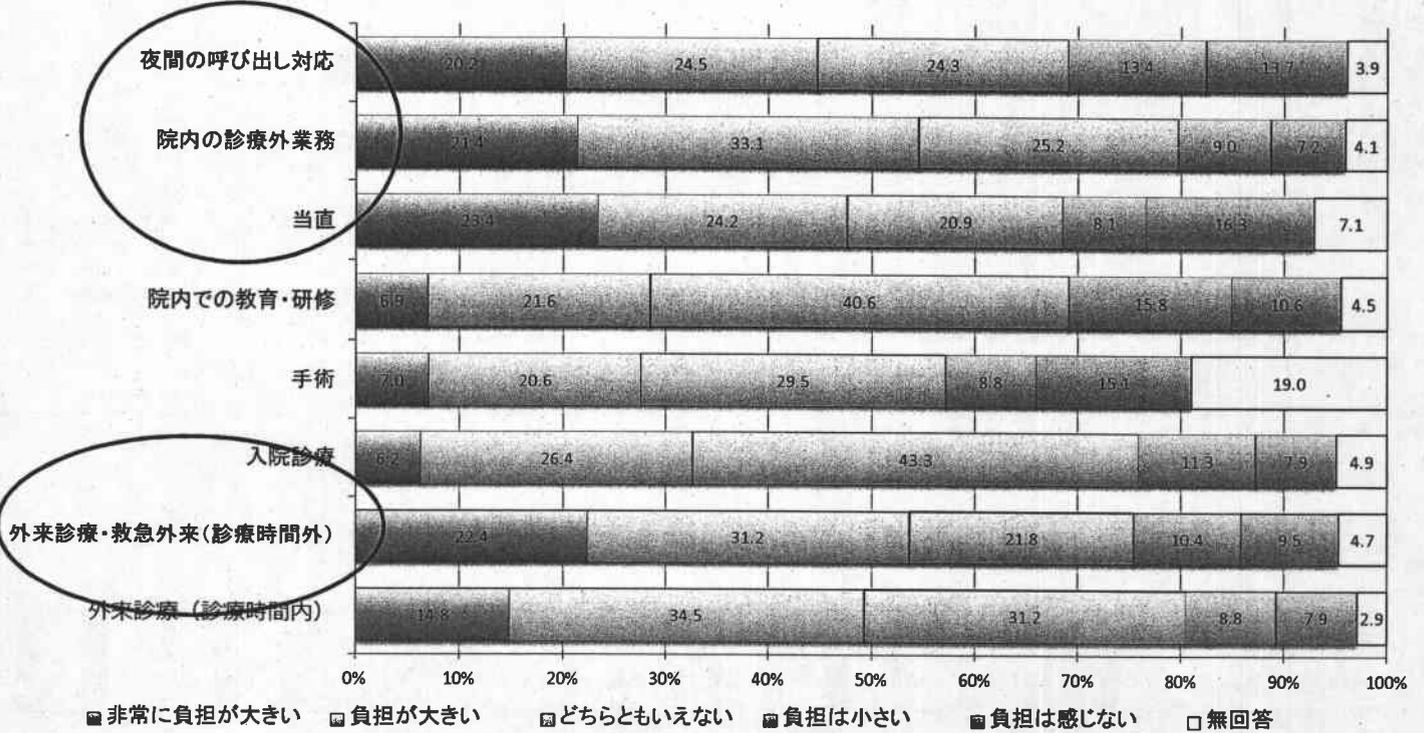


3 病院医療従事者の負担軽減について

医師の業務ごとの負担感

医師票

業務ごとの負担感(n=1,300)



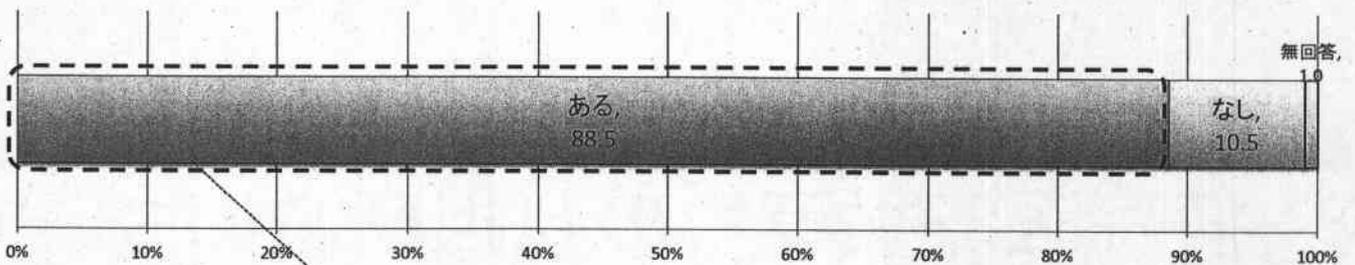
14

平成21年度「勤務医の負担の現状と負担軽減のための取組みに係る調査」

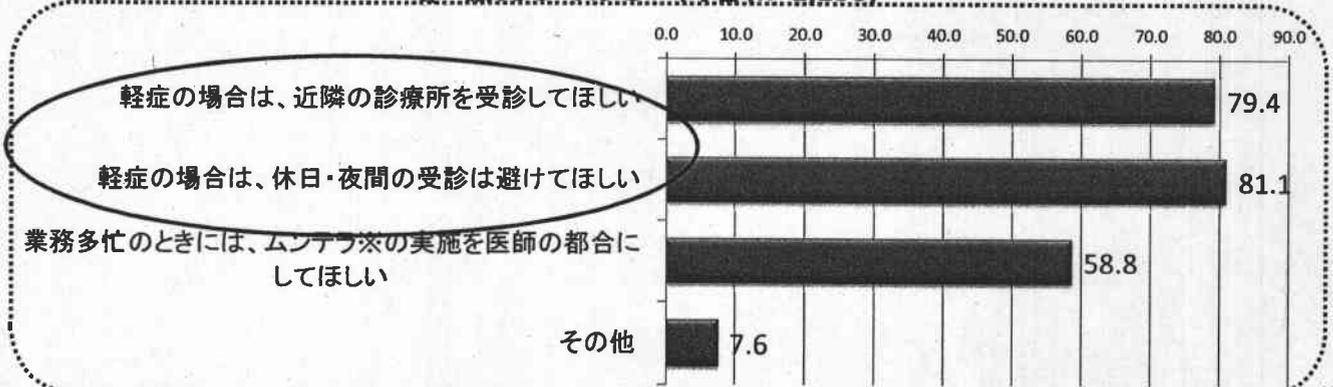
外来医療における役割分担について

医師票

患者に協力してほしいことの有無(n=1,300)



協力してほしい内容(n=1,150)



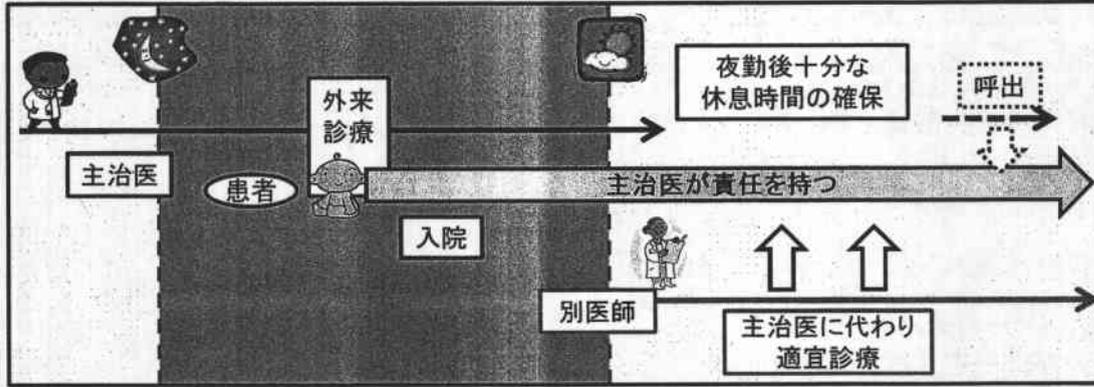
15

※ 患者・家族へ病状や治療方針等について説明を行うこと

平成21年度「勤務医の負担の現状と負担軽減のための取組みに係る調査」

長時間連続勤務への対応策(例)について(イメージ)

(長時間連続勤務への対応策イメージ①: 主治医制)



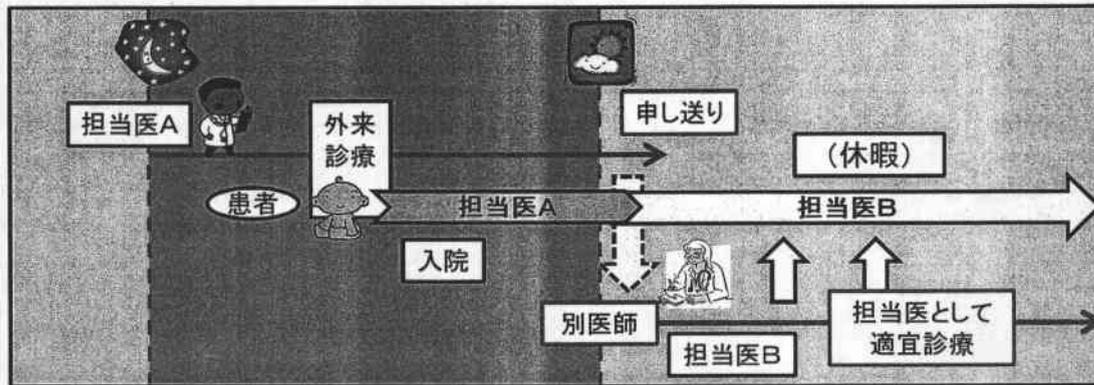
グループ担当医制と比較して【メリット】

- ・主治医としての診療の継続性を維持可能
- ・勤務が相対的に規則的
- ・少人数でも実現可能

【デメリット】

- ・主治医として、緊急時応需の可能性
- ・心理的・身体的負担軽減の効果は限定的

(長時間連続勤務への対応策イメージ②: グループ担当医制)



【メリット】

- ・緊急呼び出し等が減少
- ・心理的・身体的負担軽減の効果は大きい

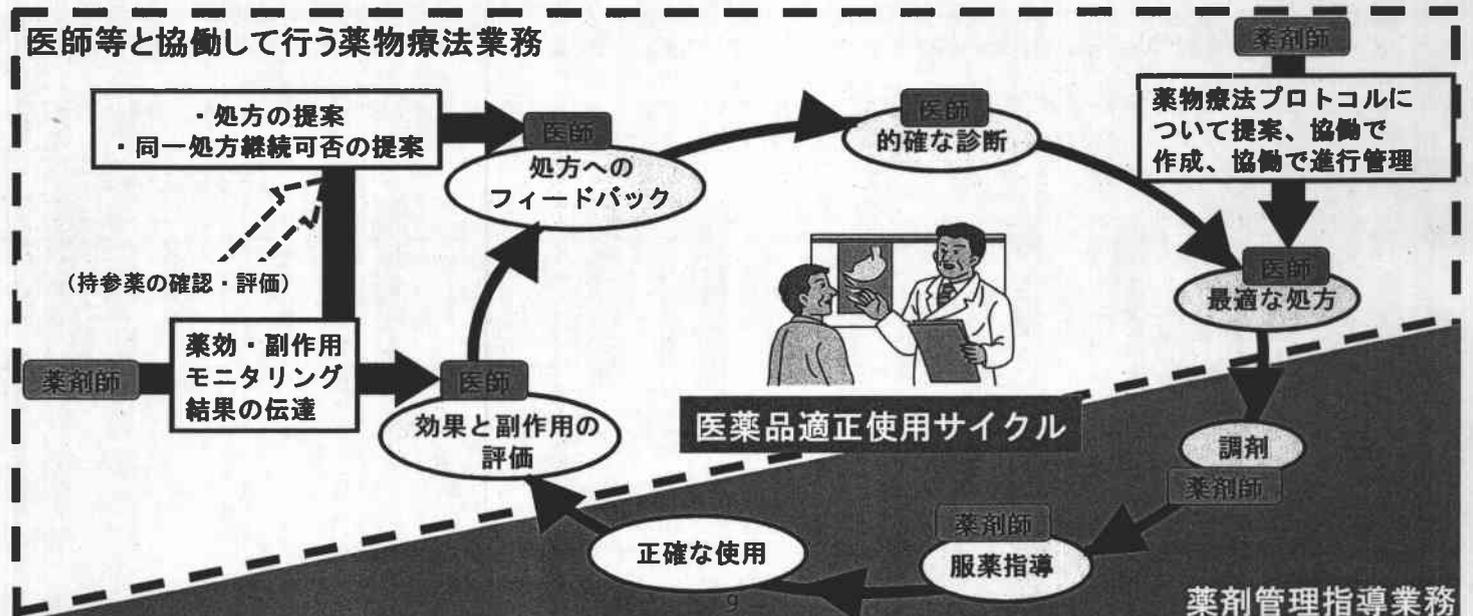
【デメリット】

- ・診療の継続性の低下
- ・勤務が相対的に不規則
- ・十分な人員確保が必要
- ・定期的に外来診療することが困難

薬物療法における医師と薬剤師の協働(イメージ)

安心と希望の医療確保ビジョン(抜粋)(平成20年6月厚生労働省)

医療機関に勤務する薬剤師がチーム医療の担い手として活動するために、病棟等での薬剤管理や、医師・看護師と患者・家族の間に立ち服薬指導を行うなどの業務の普及に努める。また、医薬品の安全性確保や質の高い薬物療法への参画を通じ医師等の負担軽減に貢献する観点から、チーム医療における協働を進めるとともに、資質向上策の充実も図る。



病棟において薬剤師が実施・関与する 薬剤関連業務及びその効果

病棟における薬剤関連業務

○ 医師等と協働して行う薬物療法業務

(平成22年4月30日付厚生労働省医政局長通知(医政発0430第1号))

- 診療報酬上、多くの業務が特段の評価をされず (=斜体部分)
- ・ 薬物療法プロトコルについて提案、協働で作成、協働で進行管理
- ・ 患者の状態観察に基づく薬効確認・副作用モニタリング結果の医師への伝達
- ・ 患者の状態に応じた積極的な処方提案
- ・ 薬物療法の経過確認及び同一処方継続可否の提案
- ・ 持参薬の確認・評価とそれを考慮した服薬計画の提案
- ・ 抗がん薬等の無菌調製

○ 薬剤管理指導業務

- 診療報酬上、薬剤管理指導料として評価
- ・ 患者に対する服薬指導・服薬支援、薬歴管理
- ・ 患者状態の把握、服薬指導等を通じた薬学的管理
- ・ 医薬品の有効性・安全性情報の収集、管理及び提供

※ 薬剤の取扱い及びその補助業務

- ・ 病棟配置薬の整理・確認
- ・ 麻薬・向精神薬の管理
- ・ 薬剤の投与準備 (特に注意を要する抗がん剤など)
- ・ 点滴ライン等のルート管理

薬剤師の病棟業務による効果

○ 患者情報を医療スタッフと共有し、患者の状態に応じた最適な処方設計が可能

+

○ 薬物療法に関する情報を医療スタッフと共有するとともに、薬物療法に関する患者の理解度の向上

医師等の負担軽減

医療安全及び
薬物療法の質の向上

看護補助者が行っている業務の実態

全国病院経営管理学会調査

- ①調査方法: 郵送によるアンケート形式
- ②調査概要: 基本属性、看護体制の見直し、他職種との協働、看護業務の見直しなど
- ③全国病院経営管理学会会員病院281施設の看護部長
- ④実施機関: 2007年8月15日から9月1日
- ⑤回収結果: 有効回答率43施設 (回収率15%)
- ⑥対象施設の背景: 設置主体 公的9%、私的91%

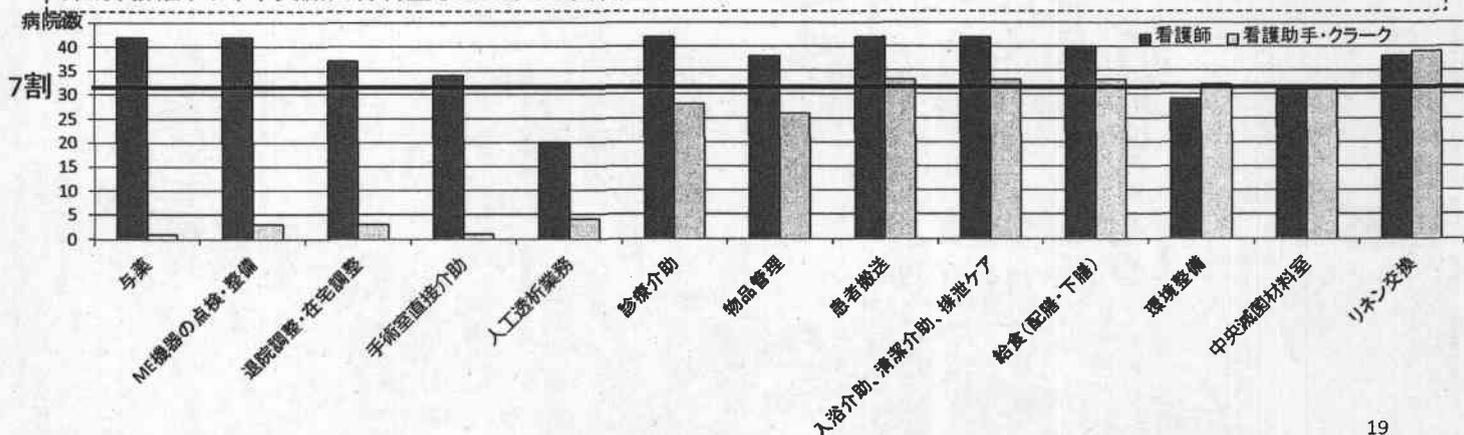
算定している入院基本料

7対1-42%、10対1-28%、13対1-7%、15対1-23%

病床規模

99床以下17%、100床~199床31%、200床~299床17%、300床以上23%

7割以上の病院が、看護補助者が行っている業務は、給食(配膳・下膳)、環境整備、リネン交換、患者搬送、入浴介助、清潔介助、排泄ケア、中央滅菌材料室などであると回答している。



潜在看護職員の離職理由(上位10位)

<調査対象> 合計12,036名に送付、有効回答数4,097通(有効回答率34%)のうち、3,643名が潜在看護職員

①インターネット及びFAXで申し込みのあった1,171名(有効回答率32.1%)

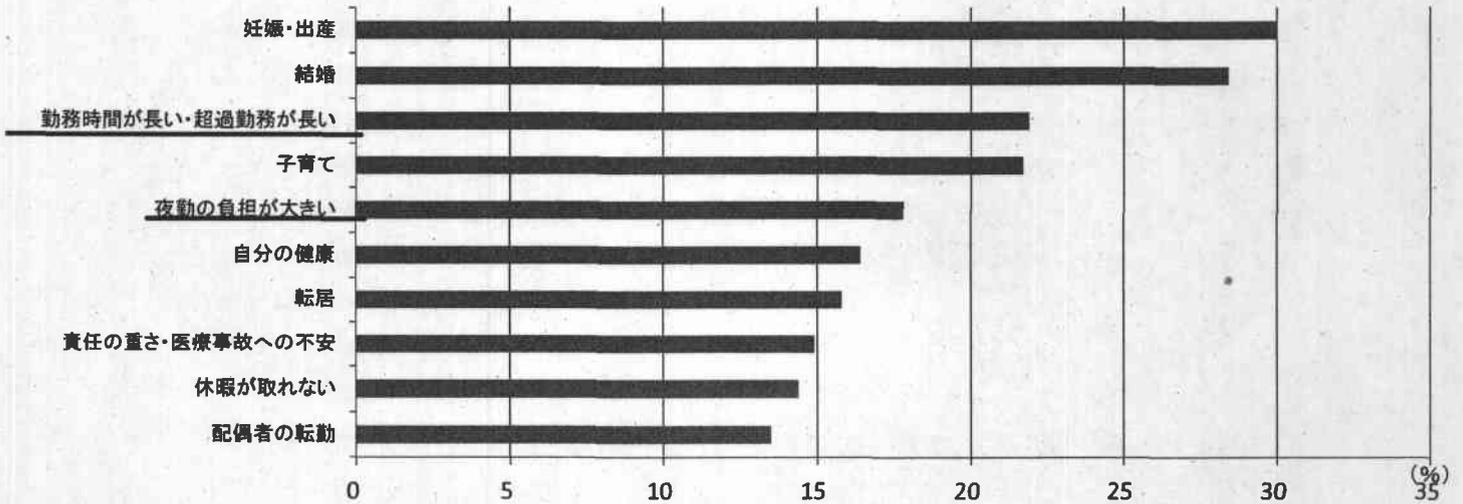
②NCOS(ナースセンターコンピュータシステム)に登録している看護職員 2,472名(有効回答率67.9%)

①+②の潜在看護職員(求職活動の有無に関わらず未就業)=計3,643名

<調査方法> 郵送調査:調査票を調査対象者に郵送し、記入された調査票を郵送回収

<離職理由に関する回答方法> 離職理由について、「あなた自身の状況に関する事」と「職場環境に関する事」とわけ、それぞれ予め設定した16項目のうち、自身にあてはまる項目を複数回答

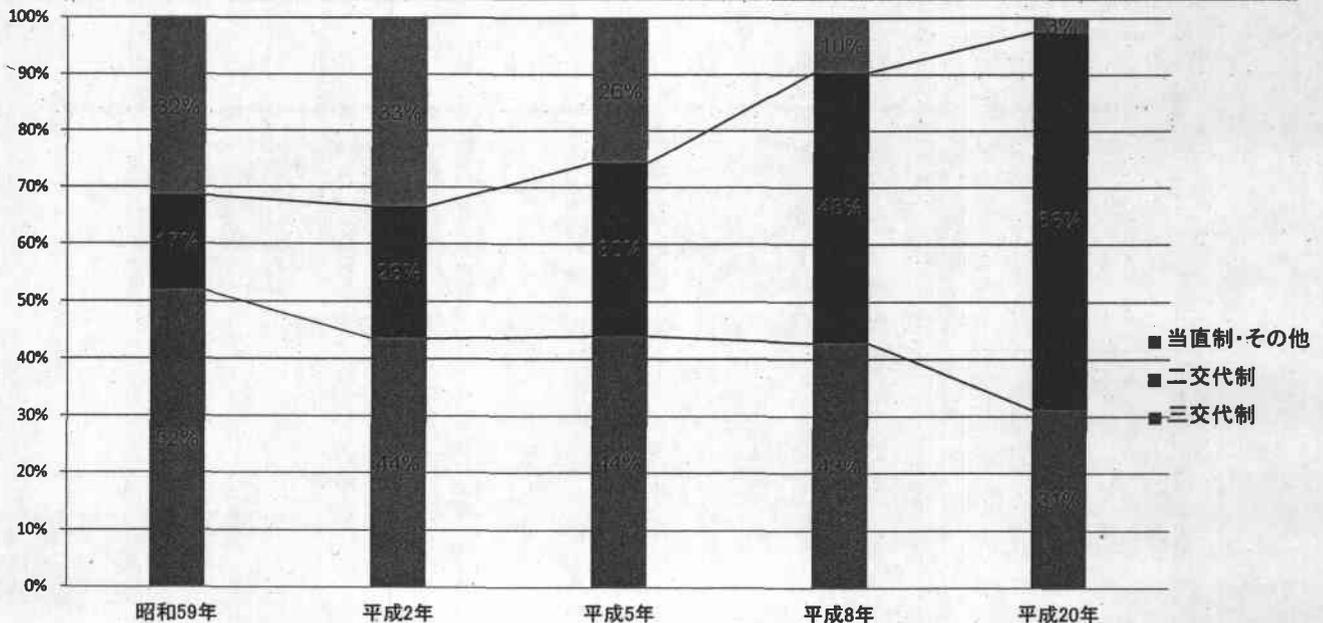
潜在看護職員の離職理由は、ライフイベントの他に、勤務時間の長さや超過勤務、夜勤の負担によるものが大きい。



【出典】日本看護協会「潜在ならびに定年退職看護職員の就業に関する意向調査報告書」2007年3月

看護職員の勤務形態の変化

三交代勤務が減少し、二交代勤務が増加している。

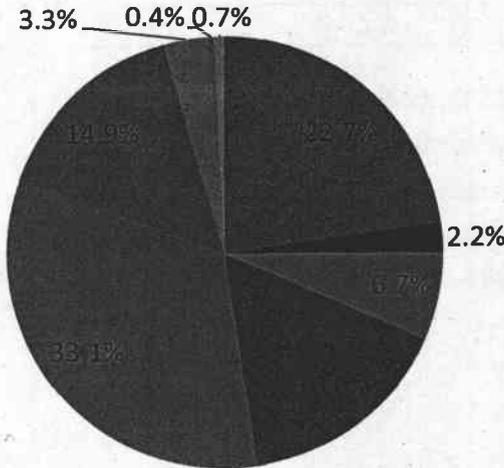


	昭和59年	平成2年	平成5年	平成8年	平成20年
当直制・その他	3171	3740	2870	1035	316
二交代制	1673	2571	3387	5114	8121
三交代制	5218	4868	4911	4602	3822

3交代の勤務のうち日勤→深夜及び 準夜→日勤のシフト別の割合

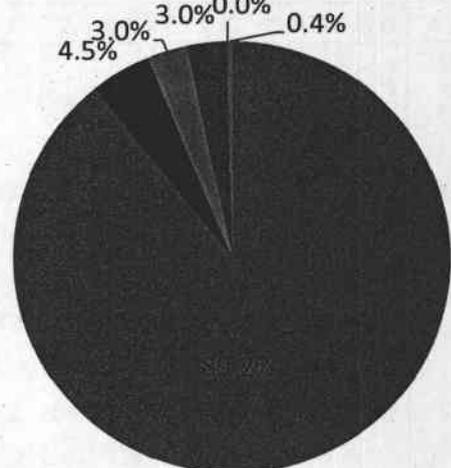
- 日勤のうち、日勤深夜を4回以上行う割合は、50%以上である(1回以上は77.3%)。
- 準夜勤のうち、準夜日勤を1回以上行っている場合は、約10%である。
- 短時間間隔の勤務のほとんどは、日勤深夜であることが予測される。

日勤回数のうち「日勤→深夜勤」
のシフト回数(N=269)



準夜勤回数のうち「準夜勤→日勤」
のシフト回数(N=269)

- 0回
- 1回
- 2回
- 3回
- 4回
- 5回
- 6回
- 7回
- 8回

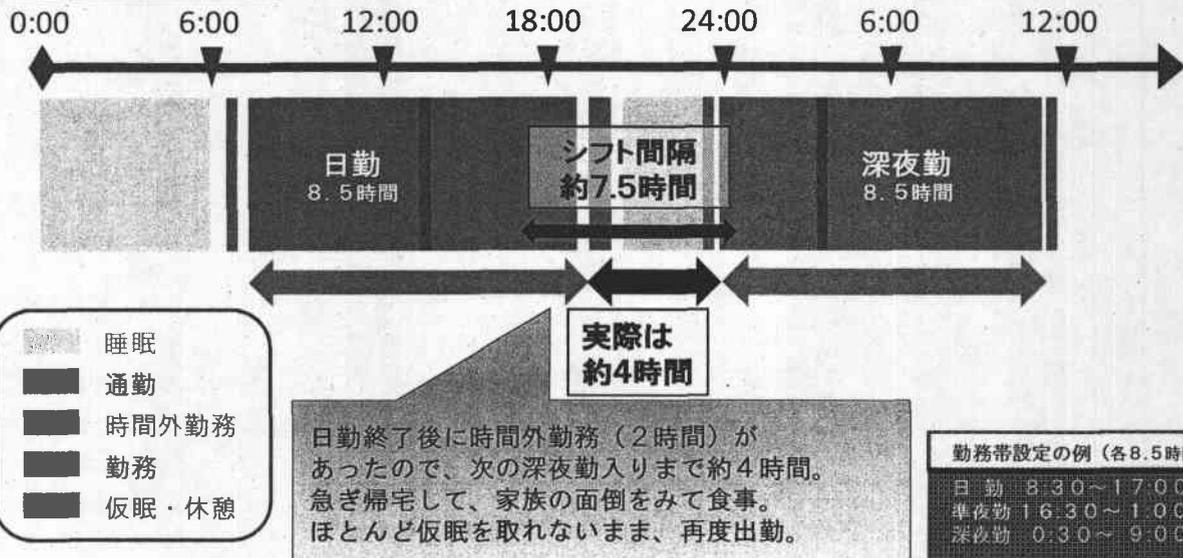


調査対象: 病院に勤務する看護職員(日看護協会)から無作為抽出された10,000人
調査票の回収: 2,260人(回収率)
3交代勤務者: 621人

出典: 日本看護協会 病院看護職の夜勤・交代制勤務等実態調査 2010年より

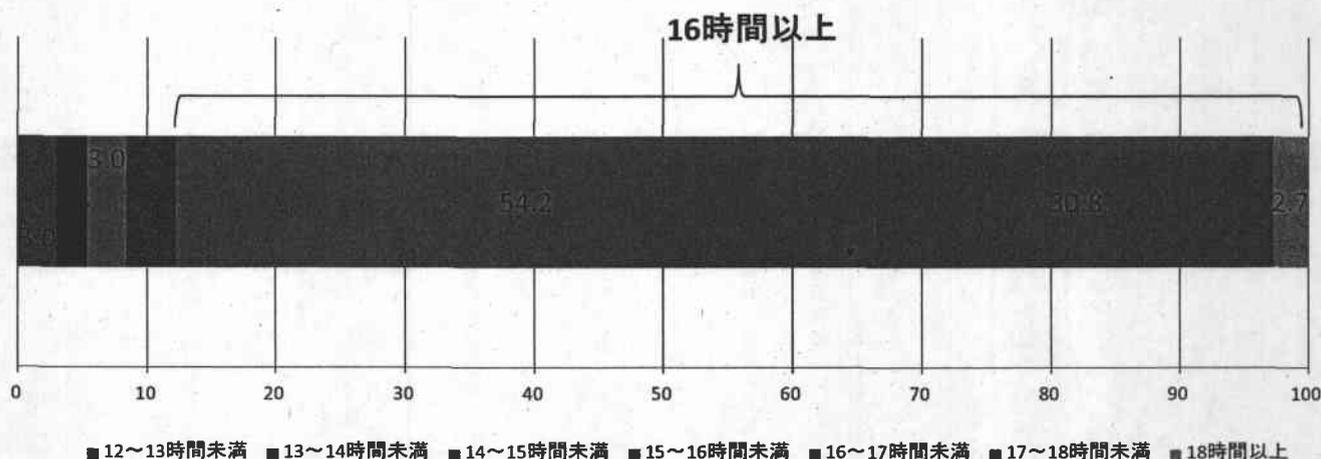
交代制勤務の実態 (日勤→深夜のパターン)

病院勤務看護師の
三交代勤務の事例



2交代制の場合の夜勤の拘束時間

2交代制の場合、標準的な夜勤の時間設定が16時間以上17時間未満の割合は54.2%、17時間以上の割合は30.8%、16時間以上の割合は87.7%となる。(N=594)



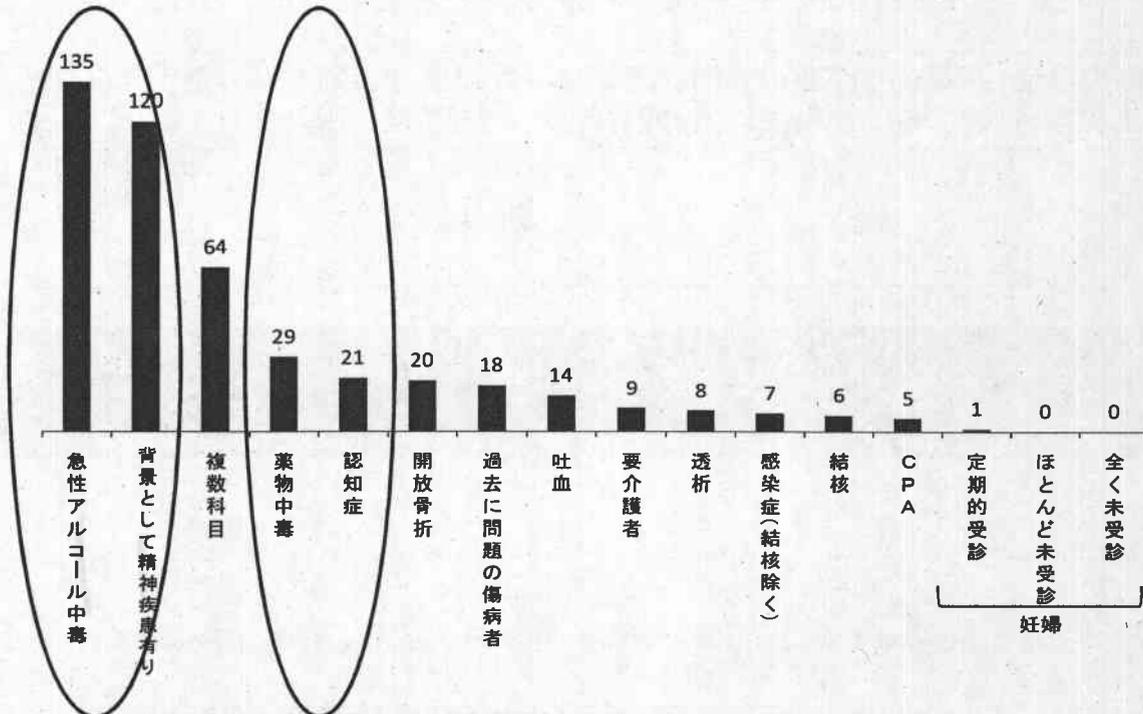
調査対象: 病院に勤務する看護職員(日看協会員)から無作為抽出された10,000人
調査票の回収: 2,260人(回収率)
2交代勤務者: 691人

出典: 日本看護協会 病院看護職の夜勤・交代制勤務等実態調査 2010年より

24

4 精神科医療について

救急隊からの情報に対して医療機関から 受入困難理由として明確な回答があった内容



※ 救急隊が伝達した傷病者背景に対し、医療機関が受入困難理由として明確に回答した件数を計上(457件)しており、1事案において複数の医療機関が傷病者背景を受入困難理由として明確に回答した場合は、延べ数として集計している。

総務省消防庁資料より作成

救急搬送における医療機関の受入状況等詳細調査結果

○調査対象:

平成20年12月16日(火) 8:30~22日(月)8:29 に東京消防庁管内で救急搬送した全事案(転院搬送除く)
計9,414件

図1. 医療機関に受入の照会を行った回数:

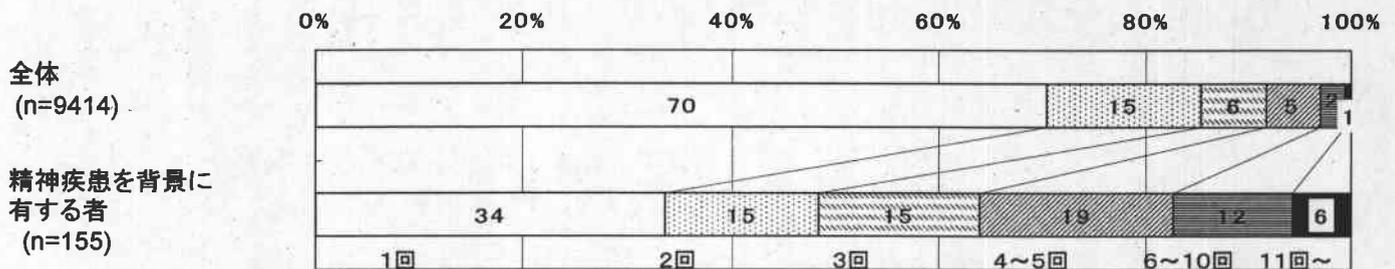
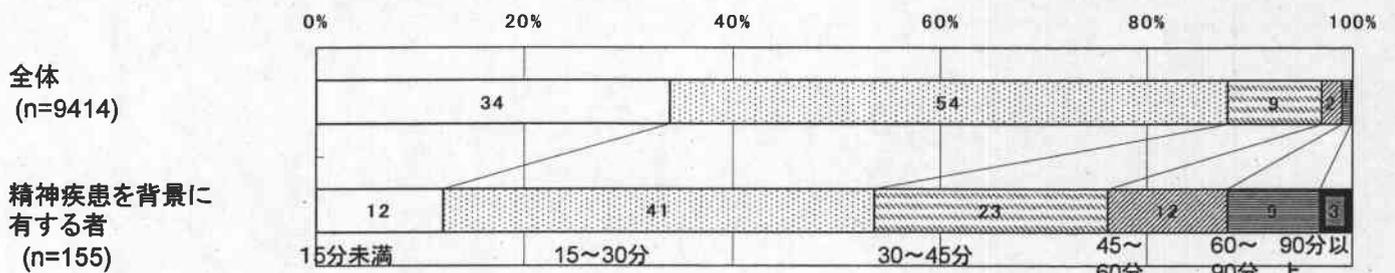
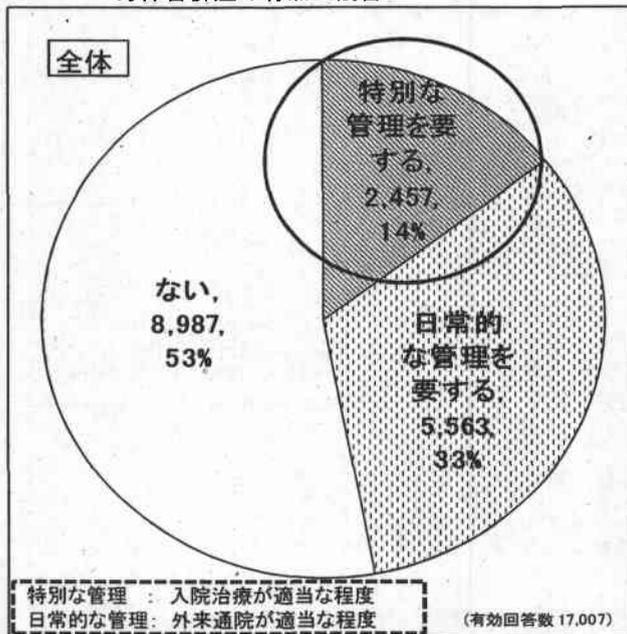


図2. 現場滞在時間



精神科医療における身体合併症について

① 精神病床に入院中の患者における
身体合併症の有無の割合



② 救命救急センター入院患者における精神疾患患者及び
身体・精神共に入院治療が必要な者の割合

救命救急センター入院患者の12.3%に精神医療の必要性があり、そのうち18.5%(全体の2.2%)が身体・精神共に入院治療が必要

※ H18.11.1-H19.1.31における調査、東京都内及び近郊の救命救急センター8箇所を実施、全入院件数3,089件

③ 有床精神科総合病院における身体・精神共に入院治療が必要な者の割合

身体疾患、精神疾患共に入院水準の患者の発生(年間): 人口10万対25

※東京都の有床精神科総合病院における2ヶ月の調査より推定

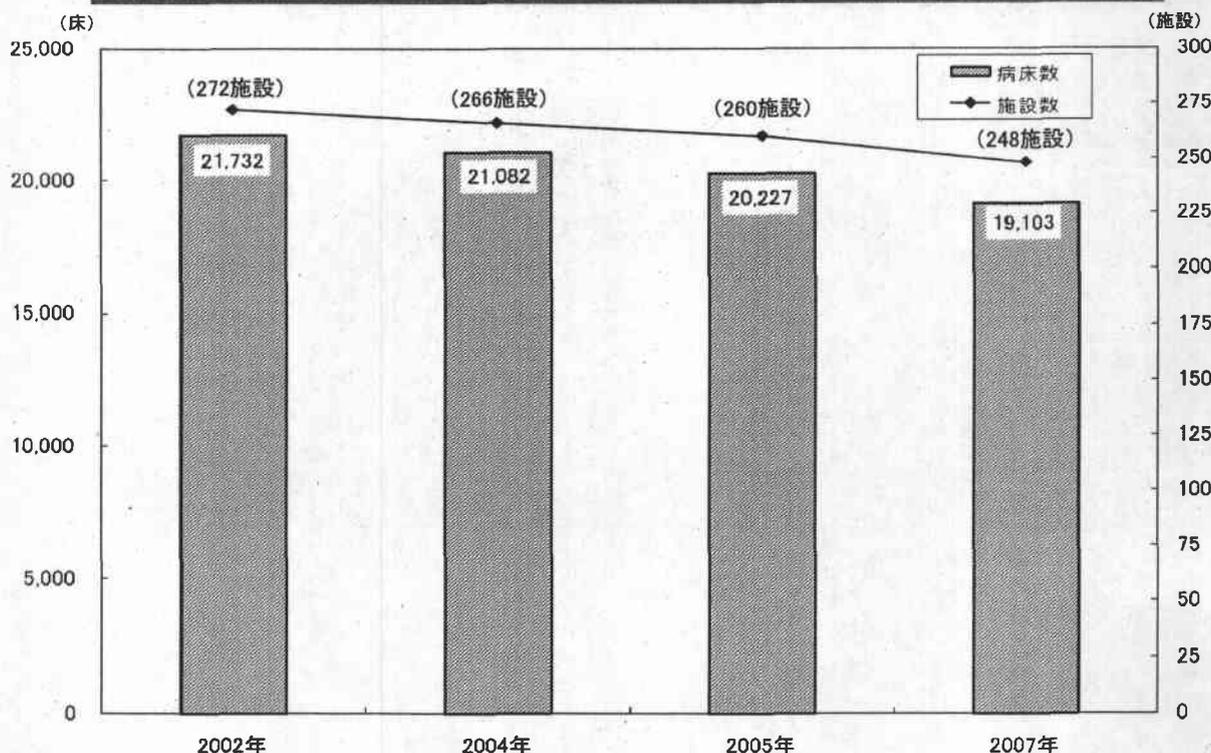
【出典】

①「精神病床の利用状況に関する調査」より平成19年度厚生労働省「精神医療の質の実態把握と最適化に関する総合研究」分担研究

②平成18年度厚生労働科学研究「精神科病棟における患者像と医療内容に関する研究」主任研究者:保坂隆 分担研究者:本間正人

③平成19年度厚生労働科学研究「精神科救急医療、特に身体疾患や認知症疾患合併症例の対応に関する研究」主任研究者:巖澤尚 分担研究者:八田耕太郎

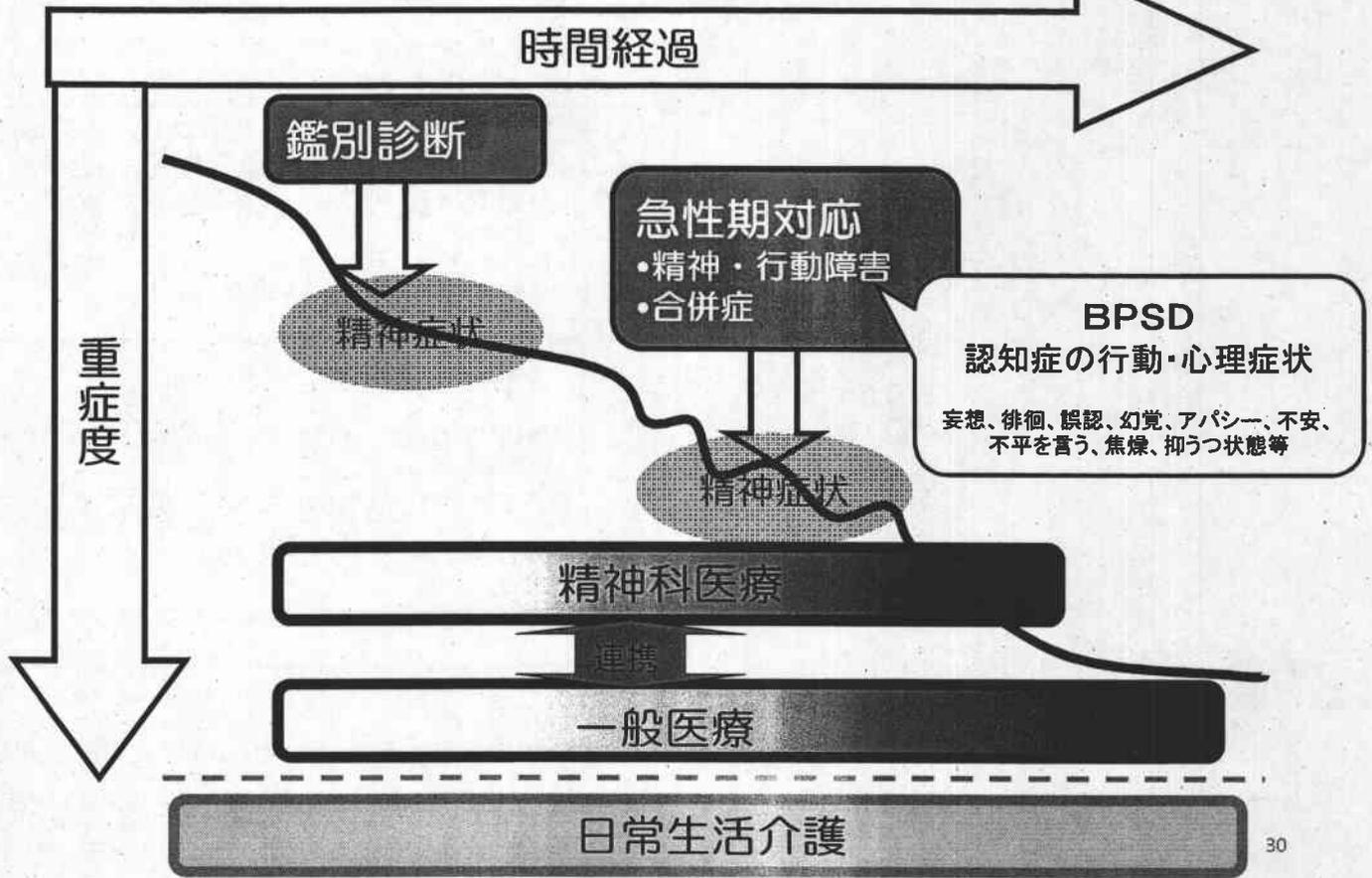
総合病院精神科病床の減少



2007年の病床数は2002年の92.1%に減少
2007年の施設数は2002年の91.2%に減少

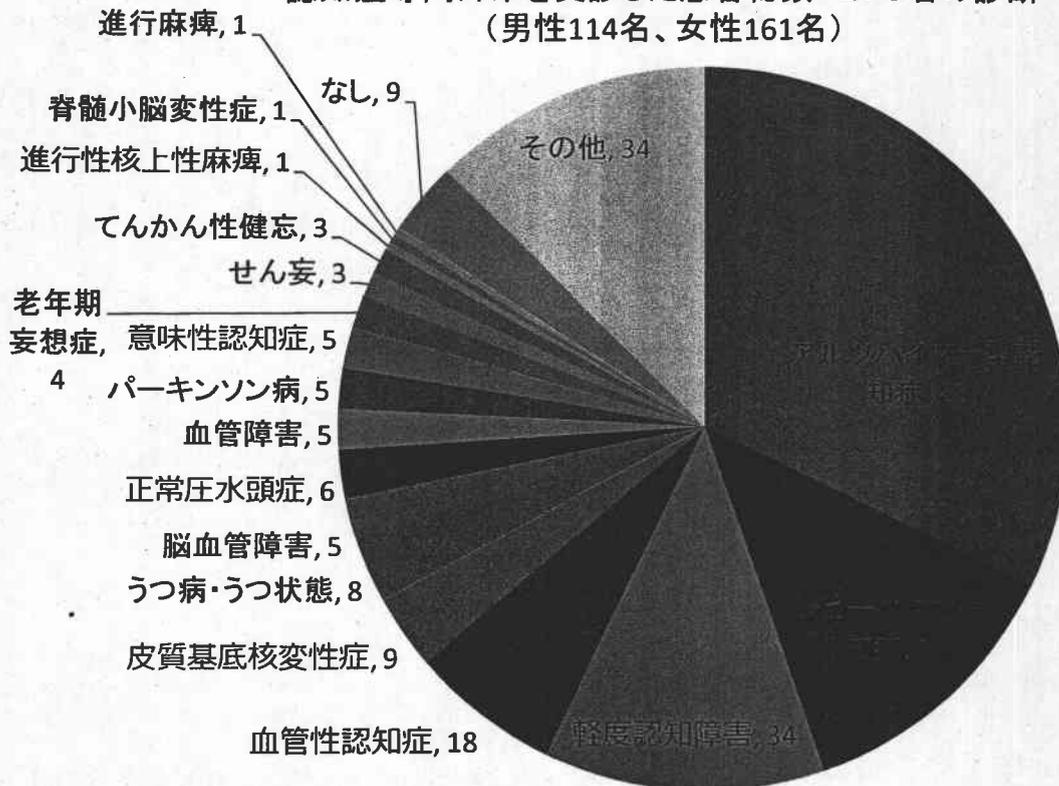
(総合病院基礎調査などから算出)

認知症の経過と医療の必要性



認知症の早期鑑別の重要性について

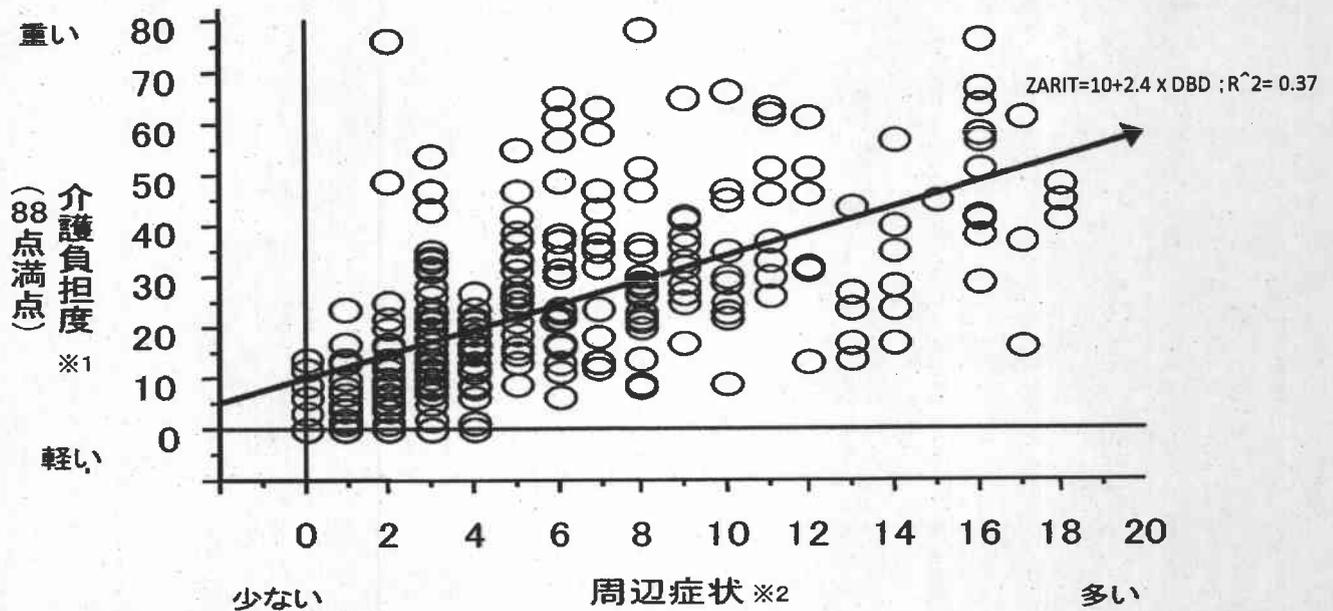
認知症専門外来を受診した患者総数 275名の診断
(男性114名、女性161名)



認知症のBPSD(行動・心理症状)と介護負担度について

介護負担度と周辺症状

N=476



※1 ZARIT介護負担尺度(ZBI): 親族を介護した結果、介護者が情緒的、身体的健康、社会生活および経済状態に関して被った被害の程度を測定できる尺度。22項目について0(全く負担ではない)から4(非常に大きな負担)で評価。(最小0点、最大88点)

※2 DBD(痴呆行動傷害尺度): 周辺症状28項目について0(全くない)から4(常にある)で評価。(最小0点、最大112)

出典: 杏林大学物忘れセンターにおけるデータ

32

認知症患者の入院状況

総合病院型認知症疾患センター(大学病院除く)8施設を対象に、平成19年11月1ヶ月に新規入院した65歳以上の認知症高齢者21人についてのアンケート調査。

○入院理由

95%がBPSD対応困難が理由で、14%が身体症状悪化である。

※43%は即日入院が求められ、そのうち89%が即日入院。

※中等症以上の認知症が80%以上を占める。

注1

○入院経路

57%が自宅から入院し、28%が医療機関、14%が施設から入院している。

注1 臨床的認知症尺度(CDR: Clinical Dementia Rating Scale)で認知症の重症度を評価。

6項目(記憶、見当識、判断力、問題解決、社会適応、家庭状況及び趣味、介護状況)について総合的に評価し、健康(CDR0)、認知症疑い(CDR0.5)、軽度認知症(CDR1)、中等度認知症(CDR2)、高度認知症(CDR3)のいずれかに評価。

平成19~21年度 厚生労働科学研究「精神科救急医療、特に身体疾患や認知症疾患合併症例の対応に関する研究」
(主任研究者 黒澤尚、分担研究者 栗田圭一)

33

5 がん対策について

34

がん対策推進基本計画の見直しについて

- がん対策基本法に基づき策定される「がん対策推進基本計画」(平成19年6月閣議決定)については、少なくとも5年ごとに、検討を加え、必要があると認めるときは変更しなければならないとされていることから、現在、がん対策推進協議会においてがん対策推進基本計画の見直しについて議論を進めているところ。
- 平成22年12月、基本計画の見直しを検討する上で、俯瞰的かつ戦略的な検討が必要で、極めて専門的な知見を要する分野については、がん対策推進協議会のもとに専門委員会を設置することとなり、「小児がん」、「緩和ケア」、「がん研究」の3分野について専門委員会が設置された。
- 小児がん・緩和ケアについては、8月26日のがん対策推進協議会にて、専門委員会報告書が提出されたところである。
- その他、協議会において、「がん診療連携拠点病院」、「支援・情報提供」についての議論が終了し、今後、「がん医療(手術・放射線・化学療法)」、「在宅医療・チーム医療」、「がん予防・検診」、「がん登録」、「就労経済負担」、「サバイバーシップ」等について議論される予定であり、12月に基本計画見直し案をまとめる予定としている。

小児がんにおける現状と課題

- ・ 小児においてがんは病死原因の第1位であるにもかかわらず、がん対策基本計画に小児がん対策はほとんど盛り込まれておらず小児がん対策が遅れている。
- ・ 小児がんは発生頻度が低く、さまざまな部位から発生するうえ、小児から思春期、若年成人にまで発症するため多種多様ながん種と幅広い年齢層を念頭に置いた対策が必要。また、治療による合併症に加え、成長発達期の治療による合併症(発育・発達障害、内分泌障害、臓器障害等)への対応が必要であり、成人がんとは異なる取り組みが必要。
- ・ 現状、2000～2500人の患者が約200の施設で治療されているが、必ずしも適切な治療がなされていない。
- ・ その他、治療に関する正確な情報提供・相談支援体制の整備、療養環境や教育体制の整備、治療後長期にわたり支援する診療・相談体制の確立、緩和ケア等が課題としてあげられる。
(「小児がん専門委員会報告書」より)

(参考) <子どもの年齢階級別死因順位(死亡率(人口10万対))(平成22年)>

	1-4歳	5-9歳	10-14歳
1位	先天奇形、変形及び染色体異常(3.8)	不慮の事故(2.4)	悪性新生物(1.6)
2位	不慮の事故(3.5)	悪性新生物(2)	不慮の事故(1.6)
3位	悪性新生物(2)	心疾患(0.7)	自殺(0.9)

出典:平成22年人口動態調査

36

緩和ケアにおける現状と課題

緩和ケアについてはこれまで医師に対する基本的な緩和ケアの研修の実施やがん診療連携拠点病院における緩和ケアチームの設置等の取り組みが推進されてきたが(注1)、以下のような課題がある。

- ・ 疼痛をはじめとする症状に早期から対応するため、がんと診断された時から緩和ケアを実施することが必要(注2)。
- ・ 地域における緩和ケアの提供体制の確立
- ・ 緩和ケアチームの質の向上、緩和ケアに携わる医師の育成、在宅緩和ケアの充実

(「緩和ケア専門委員会報告書」より)

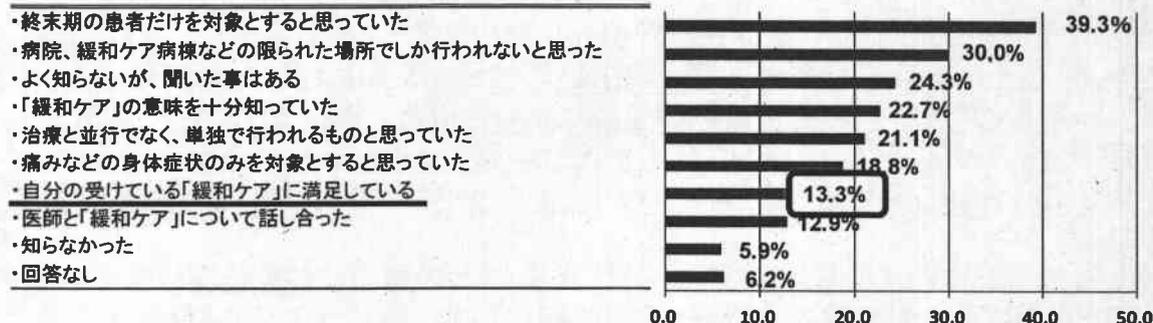
(注1) 緩和ケアの研修に関しては平成23年3月現在約1万3千人が受講している。

(注2) 基本計画においては「治療の初期段階からの緩和ケアの実施」とされているが、緩和ケアの開始時期については、診断時から実施する必要があると緩和ケア専門委員会において結論づけられている。

平成22年がん対策評価・分析事業報告

－ 分野2 緩和ケアより 抜粋－

質問:「緩和ケア」についてあてはまるものを選んで下さい (n=2273)



出典:厚生労働省委託事業平成22年度がん対策評価・分析事業
がん対策に関するアンケート調査結果報告書より

がん対策評価・分析事業報告における総合考察(抜粋)

- ・医療用麻薬を適正に使用することで十分な疼痛コントロールを得ることの重要性といった、身体面の緩和ケアについての更なる充実はもちろんのこと、家族を含めた精神的なケアの充実も求められている。緩和ケアの内容について、その質をより高めるための策が必要である。

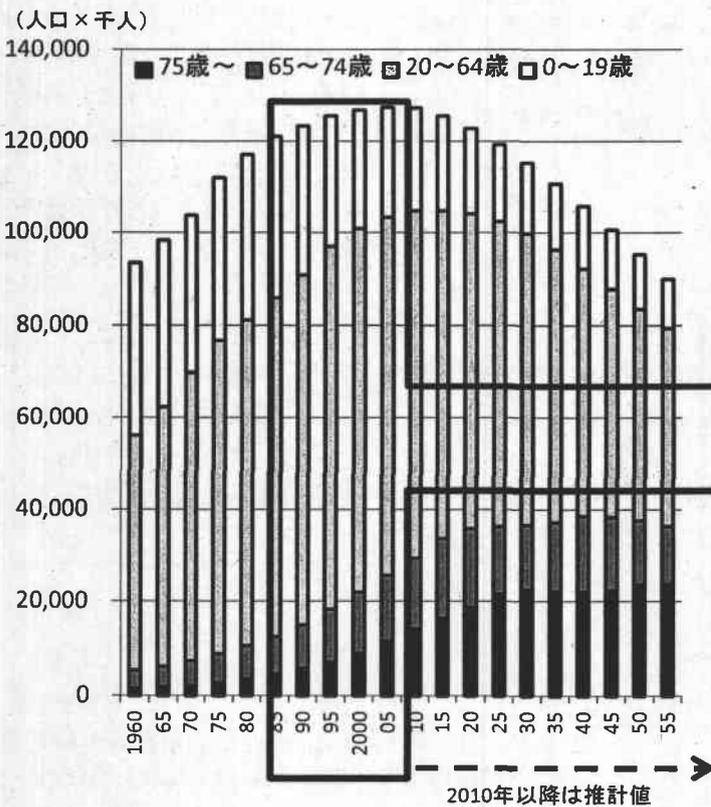
主要各国の医療用麻薬使用量

モルヒネ、フェンタニル、オキシコドンの合計
(100万人1日あたりモルヒネ消費量換算 (g))

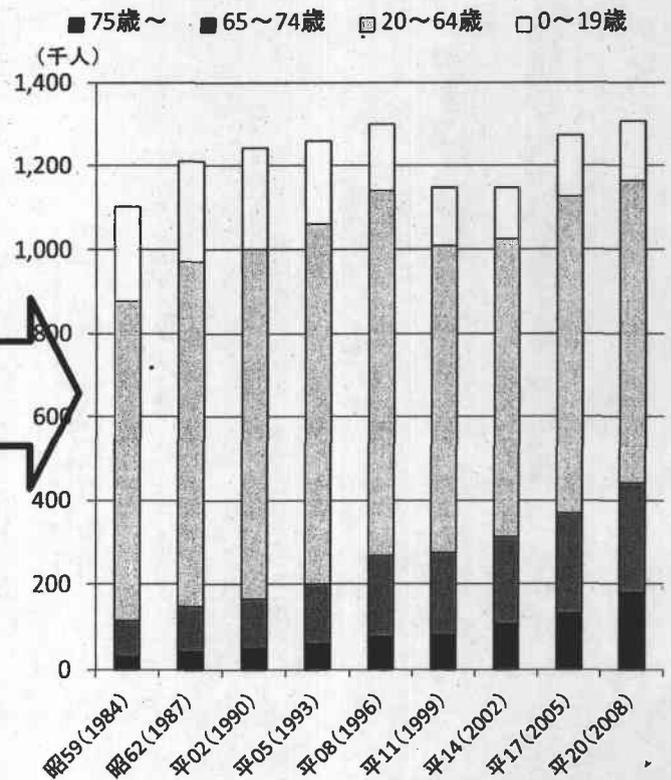
	2000-2002	2001-2003	2002-2004	2003-2005	2004-2006	2005-2007	2006-2008
オーストリア Austria	469	543	624	736	882	1,103	1,315
アメリカ USA	458	574	701	1,250	1,403	1,567	1,694
カナダ Canada	371	462	581	917	1,090	1,273	1,388
ドイツ Germany	339	406	551	732	1,089	1,344	1,531
フランス France	272	302	326	379	460	558	604
オーストラリア Australia	220	236	251	376	427	516	640
イギリス UK	148	143	171	255	299	273	291
イタリア Italy	46	72	95	123	140	158	193
日本 Japan	26	39	49	61	69	78	84
韓国 Korea	19	19	17	23	37	57	85

6 歯科医療について

年齢(4区分)別の人口の推移・将来推計



年齢(4区分)別の歯科診療所の患者数の推移

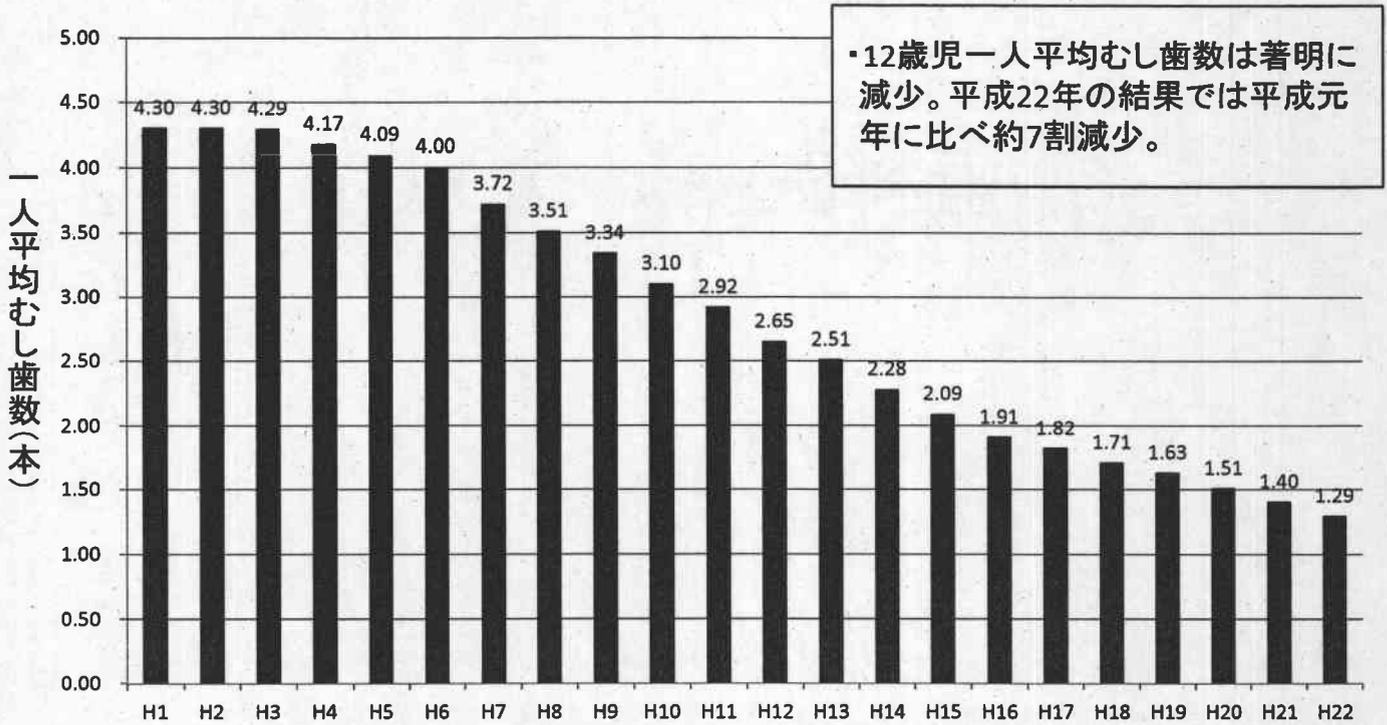


(基礎資料: 国立社会保障・人口問題研究所; 年齢(4区分)別の人口の推移と将来推計)

注) 全国の歯科診療所を受診する1日当たりの推計患者数 (患者調査)

12歳児 一人平均むし歯数等の年次推移

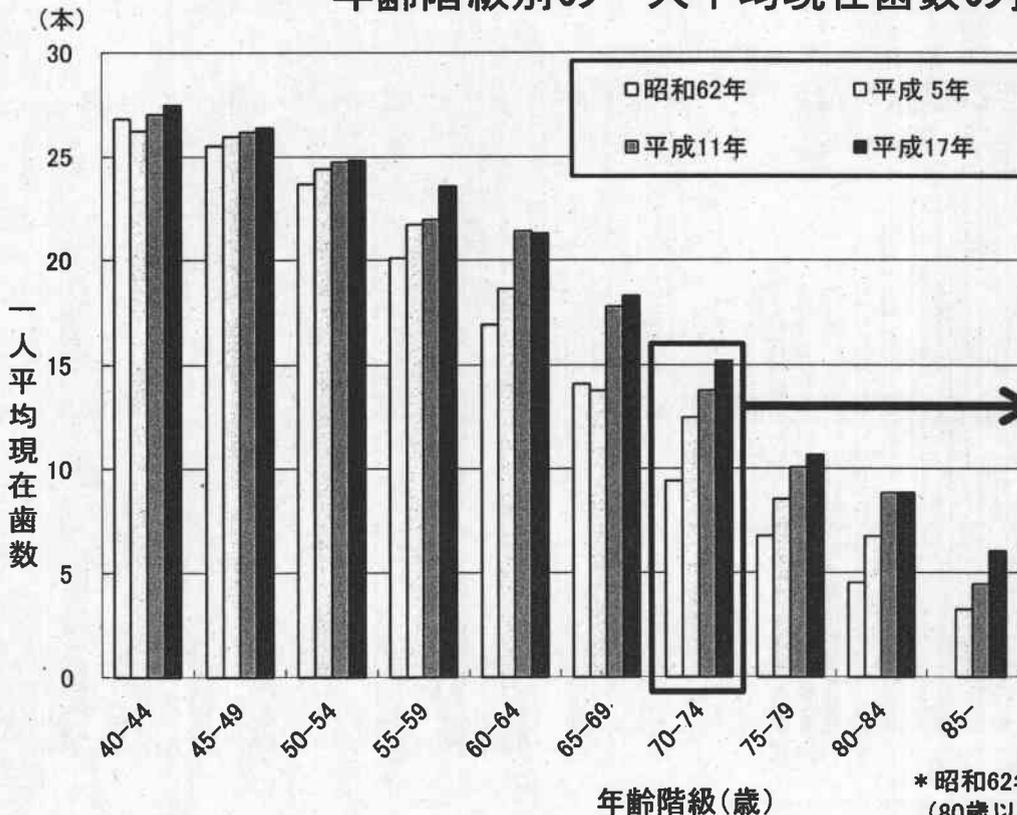
むし歯数は、「未処置のむし歯」、「治療済みのむし歯」、「むし歯が原因で喪失した歯」の合計。



・12歳児一人平均むし歯数は著明に減少。平成22年の結果では平成元年に比べ約7割減少。

42
(文部科学省 学校保健統計調査)

年齢階級別の一人平均現在歯数の推移



・各調査年を比較すると、年齢階級別の一人平均現在歯数は、40歳～54歳までの年齢階級では、大きな差は見られないが、50～54歳の年齢階級から差がみられるようになった。

・70～74歳の年齢階級では、平成17年と昭和62年を比較して、一人平均現在歯数は、6本程度増加している。

* 昭和62年の80-84の年齢階級は参考値
(80歳以上で一つの年齢階級としているため)

出典: 歯科疾患実態調査

(昭和32年より6年ごとに実施されている調査。直前は平成17年に実施され、今年度実施予定。)

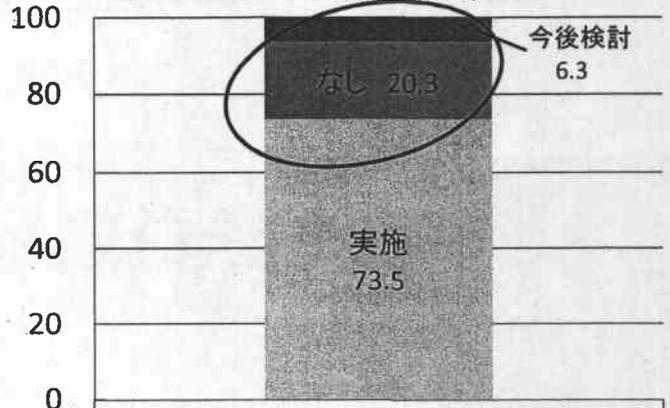
入院患者に対する歯科的管理の実施状況

歯科を標榜していない病院の約3割は、歯科的管理を実施していない状況となっている。

※ 歯科を標榜していない病院に入院する通院困難な患者に対する口腔管理は、診療報酬において評価（歯科疾患在宅療養歯科疾患管理料及び口腔機能管理加算）

チーム医療推進方策検討ワーキンググループ（平成23年1月28日）
 における向井委員提出資料（一部改編）
 （病院でのチーム医療における歯科の係わりに関する調査
 -日本歯科総合研究機構）

歯科標榜のない病院における口腔ケアを含めた
 歯科的管理の実施状況（N=1,969）



（参考）周術期の口腔ケア

- 最近、高齢者等の全身疾患等を有する患者に対する口腔ケアのみならず、周術期の患者に対する口腔ケアの重要性も指摘されているところであり、様々な取組がみられる（例：昭和大学病院の取組、国立がん研究センターと日本歯科医師会によるがん患者歯科医療連携事業等）。
- 平成22年度歯科診療報酬改定において、別に厚生労働大臣が定める特定の手術を行った入院患者に対し、術後感染症及び術後肺炎等の発現のおそれがある場合であって、当該患者が入院している病院の歯科衛生士が術後口腔清掃を行った場合を評価。

44

障害者の歯科医療

障害者への歯科治療の特徴など

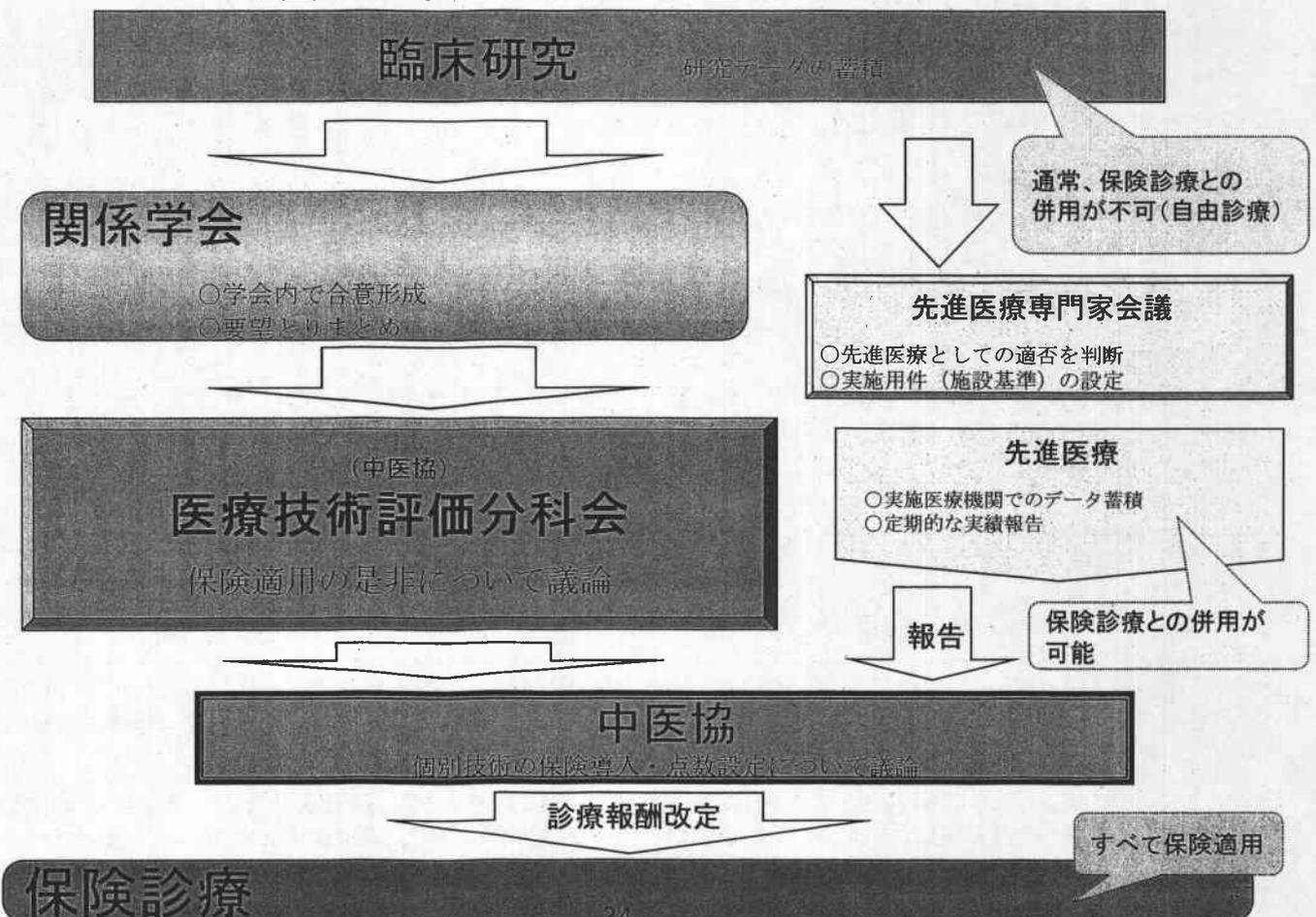
- 歯科治療の困難性
 - ・患者が治療の必要性を理解できない場合、治療に必要な協力が得られない
 - ・四肢や口腔の緊張や不随意運動のため姿勢の維持、開口の動作が出来ない
 - ・言語によるコミュニケーションが確立しにくい
- 特異的な歯科症状
 - ・口腔の奇形・先天性の欠損、歯列、咬合などの形態学上の異常があり、それに対する対応として専門的知識や診断が必要
 - ・口腔の機能的異常が、摂食・嚥下、味覚、構音、表情といった機能の不全、障害が診られ、その診断、対応に専門的知識と経験が必要
 - ・う蝕、歯周病、欠損という歯科疾患の症状に特異的なことがある

平成22年度社会保険指導者研修会講演資料「地域で診る障害者歯科」（緒方克也氏）より一部改変

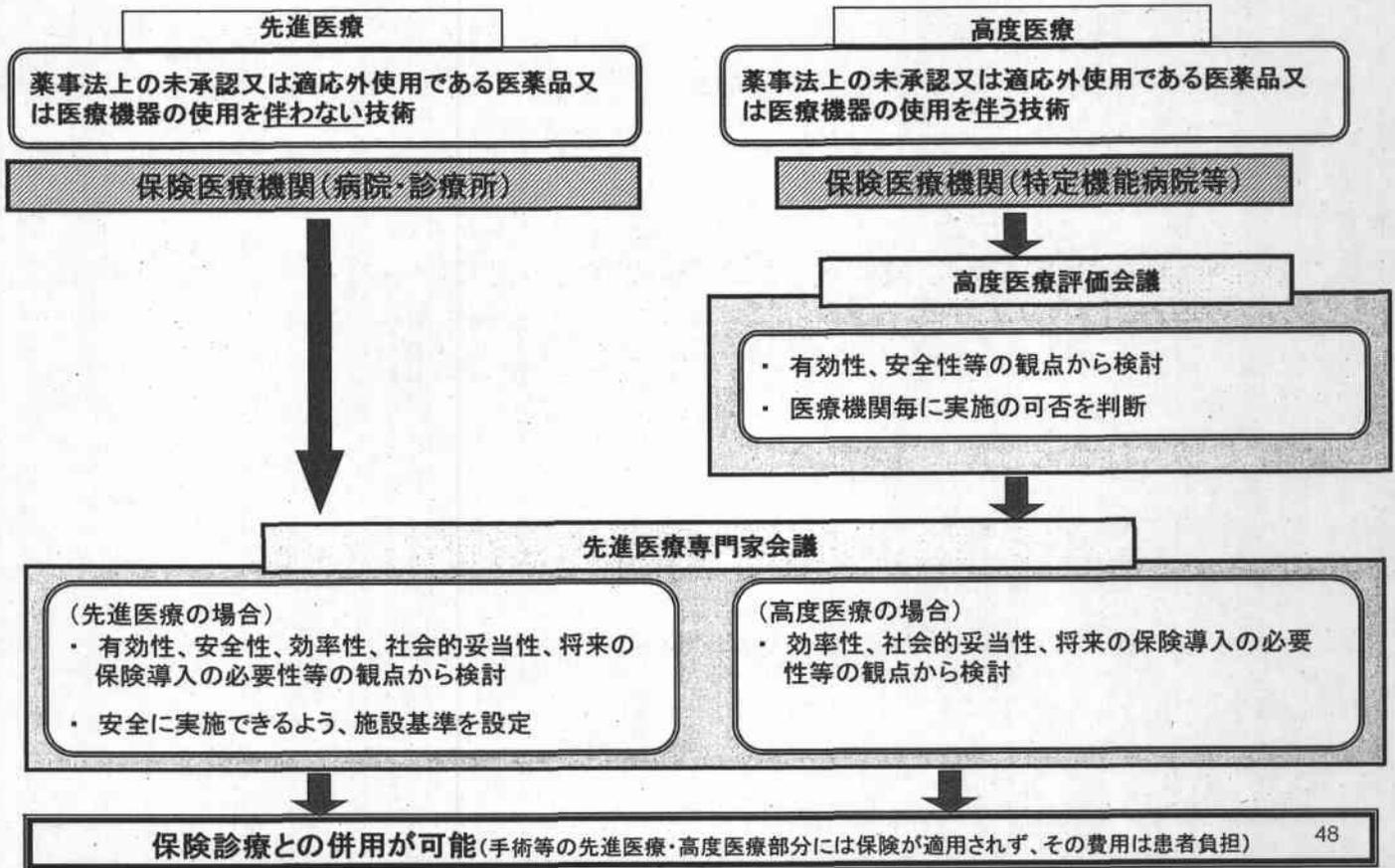
- 歯科診療報酬の初・再診料に対する障害者歯科加算の対象となる場合の例
 脳性麻痺等で身体の不随運動や緊張が強く体幹の安定が得られない状態、知的発達障害により開口保持が出来ない状態や治療の目的が理解できず治療に協力が得られない状態である者。
- 処置等の特掲診療料の著しく歯科診療が困難な障害者に対する100分の50加算の対象となる場合の例
 歯科治療を直接行う歯科医師に加え、患者の障害に起因した行動障害に対し開口の保持又は体位、姿勢の保持を行うことを目的として、当該治療に歯科医師、歯科衛生士等が参画した場合。

7 医療技術の評価について

各種技術に係る保険収載までの基本的な流れ



先進医療・高度医療について

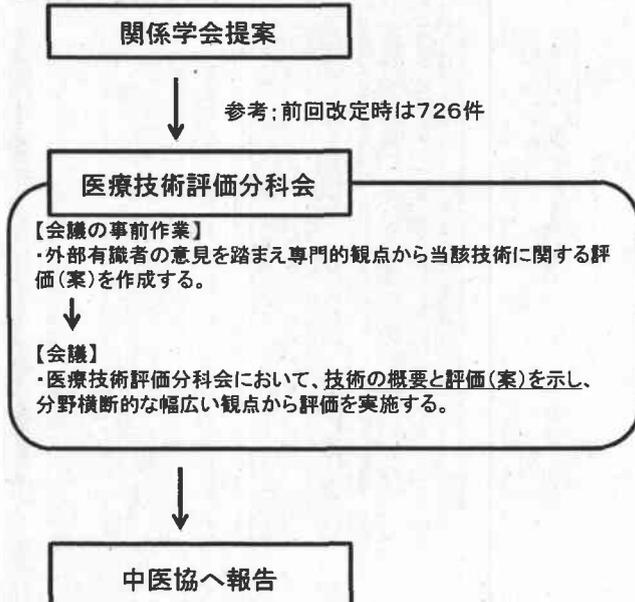


診療報酬調査専門組織 (医療技術評価分科会)

新規医療技術の評価及び既存技術の再評価にあたり、学会等から提出された技術評価希望書を参考に、中央社会保険医療協議会調査専門組織の医療技術評価分科会において検討を進め、中央社会保険医療協議会総会へ報告を行う。

※平成24年度改定では、評価の可視化、学会等からの提案期間を確保する観点から、提案技術の概要の公表及びそれに伴う様式の一部変更、提案書の配布から締め切りまでの期間の延長を行った。

【評価の方法】



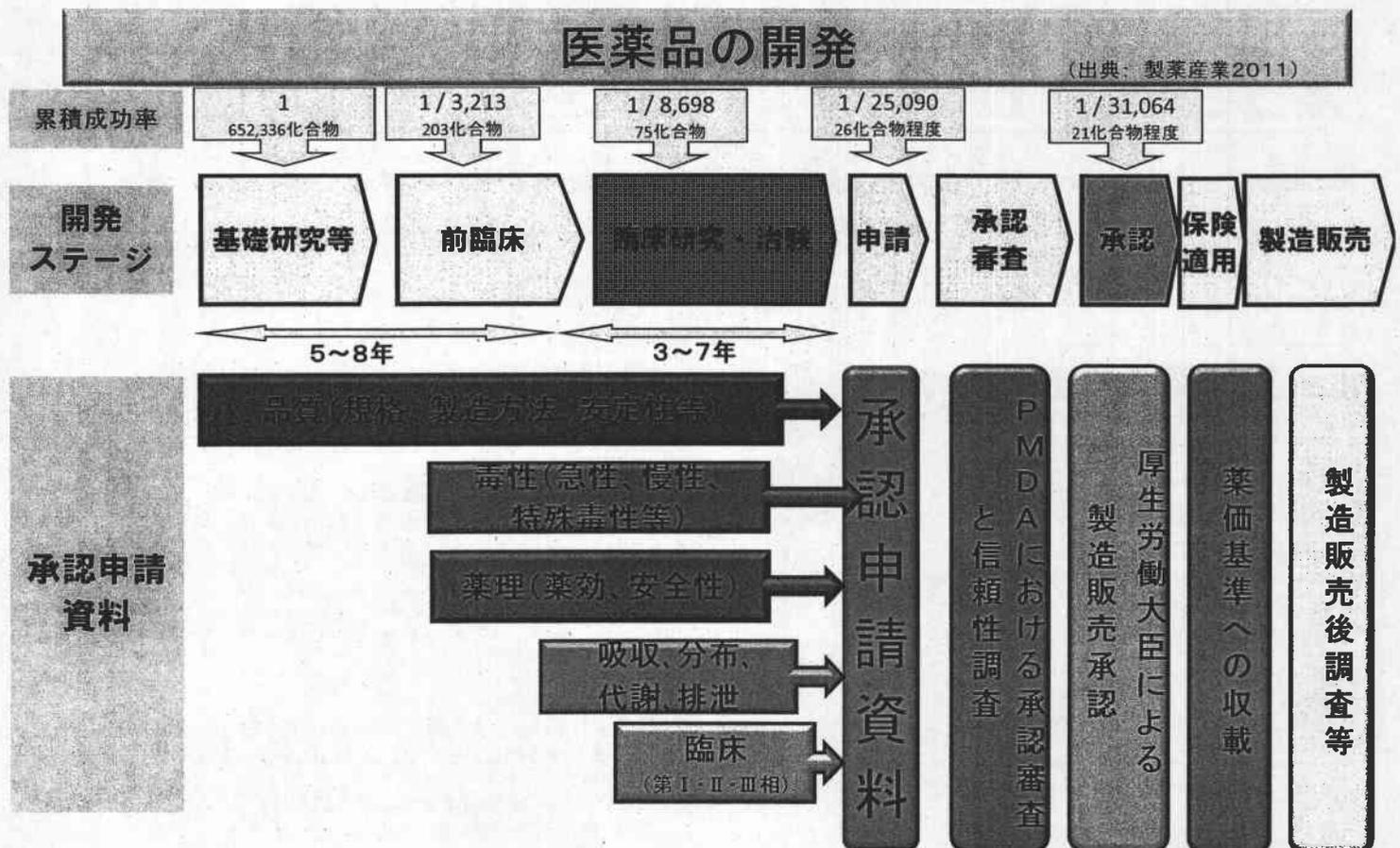
【具体的内容】

- 1. 評価の対象技術**
原則、医科診療報酬点数表第2章特掲診療料第2部(在宅医療)から第13部(病理診断)、又は歯科診療報酬点数表第2章特掲診療料第2部(在宅医療)から第14部(病理診断)に該当する技術
- 2. 技術評価要望書の提出**
新たな医療技術や再評価が必要と考えられる医療技術について、有効性、安全性、技術的成熟度、倫理性・社会的妥当性普及性、既存の技術と比較した効率性等に関して、根拠を含め記載した評価希望書の提出を学会等(注)に求める。
(注) 学会等とは、日本医学会分科会、内科系学会社会保険連合、外科系学会社会保険委員会連合又は日本歯科医学会分科会(認定分科会含む)の何れかに属する学会、日本薬学会、並びに看護系学会等社会保険連合とする。
- 3. 実施スケジュール**
学会等における評価要望書の作成、医療技術評価分科会での評価等に十分な時間を確保する観点から、下記のスケジュールで実施予定。

平成23年2月16日 中央社会保険医療協議会総会
2月下旬 技術評価要望書の提出
～6月末日
10月末めど 評価(案)作成
11月以降 評価(案)をもとに医療技術評価分科会で評価 49
評価結果を中央社会保険医療協議会総会に報告

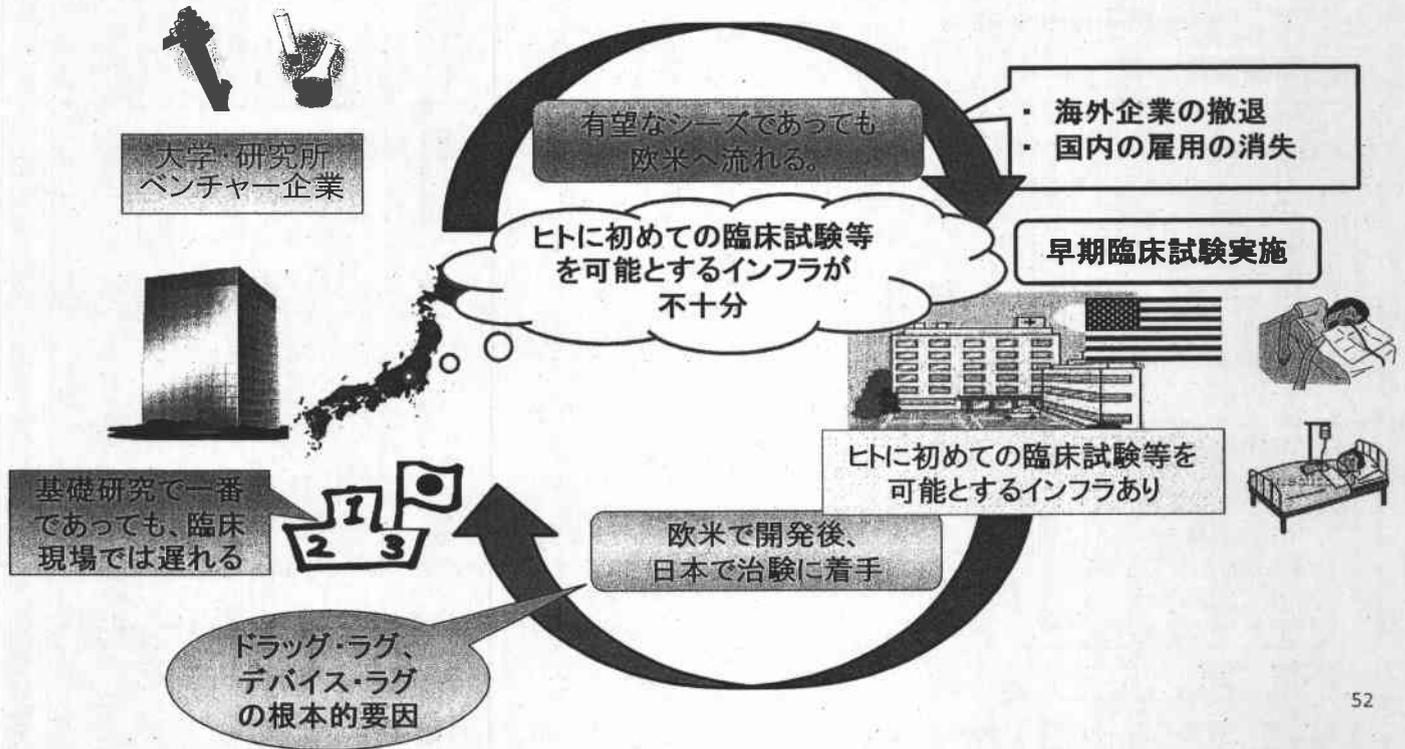
8 医薬品、医療材料におけるイノベーションの評価

50



現状の医薬品・医療機器開発の問題点

○ 日本発のシーズであるにもかかわらず、欧米での臨床試験・開発が先行し、日本の患者がその恩恵を受けるのが欧米より遅れるケースもある → 患者・国民の理解が得られない。



52

ドラッグ・ラグ、デバイス・ラグの解消による革新的医薬品の創出等について

取組

1. 世界に先駆けた革新的医薬品等創出

医薬品・医療機器

● 業事戦略相談の創設

H23年7月から実施

(PMDA)

アカデミア・ベンチャー等による優れたシーズを実用化につなげるための新たな相談体制を開始。

● 新たな治験活性化5カ年計画

平成19年度から実施

(医政局)

日本の医療水準の向上・国際的な共同研究への参加率を向上するなど、治験・臨床研究による日本発のイノベーションを世界に発信する。

2. 世界で先行している未承認薬等への対応

(2-1). 早期申請による早期承認

医薬品

● 医療上の必要性の高い未承認薬・適応外薬検討会議

(医政局・医薬食品局)

継続実施

医療上の必要性の高い未承認薬・適応外薬について、製薬企業に開発要請を行うこと等により早期承認につなげる。

医療機器

● 医療ニーズの高い医療機器等の早期導入に関する検討会

(医政局・医薬食品局)

継続実施

医療ニーズの高い未承認医療機器等について、企業に開発要請を行うこと等により早期承認につなげる。

(2-2). 早期保険適用

医薬品

● 公知申請における保険上の取扱い

平成22年8月末から実施

「医療上の必要性の高い未承認薬・適応外薬検討会議」において検討され、薬事・食品衛生審議会において、公知申請で差し支えないとされた適応外薬の効能等について、承認を待たず、保険適用とする。

3. 医療機器審査の合理化

(医療機器の審査迅速化アクションプログラム)
(平成20年12月厚生労働省策定)

医療機器

● 3トラック審査制の導入

平成23年度から実施

(PMDA)

新規性の程度によって審査プロセスを明確にした上で、新医療機器、改良医療機器、後発医療機器の区分ごとに専門の審査チームを設ける3トラック審査制を導入する。

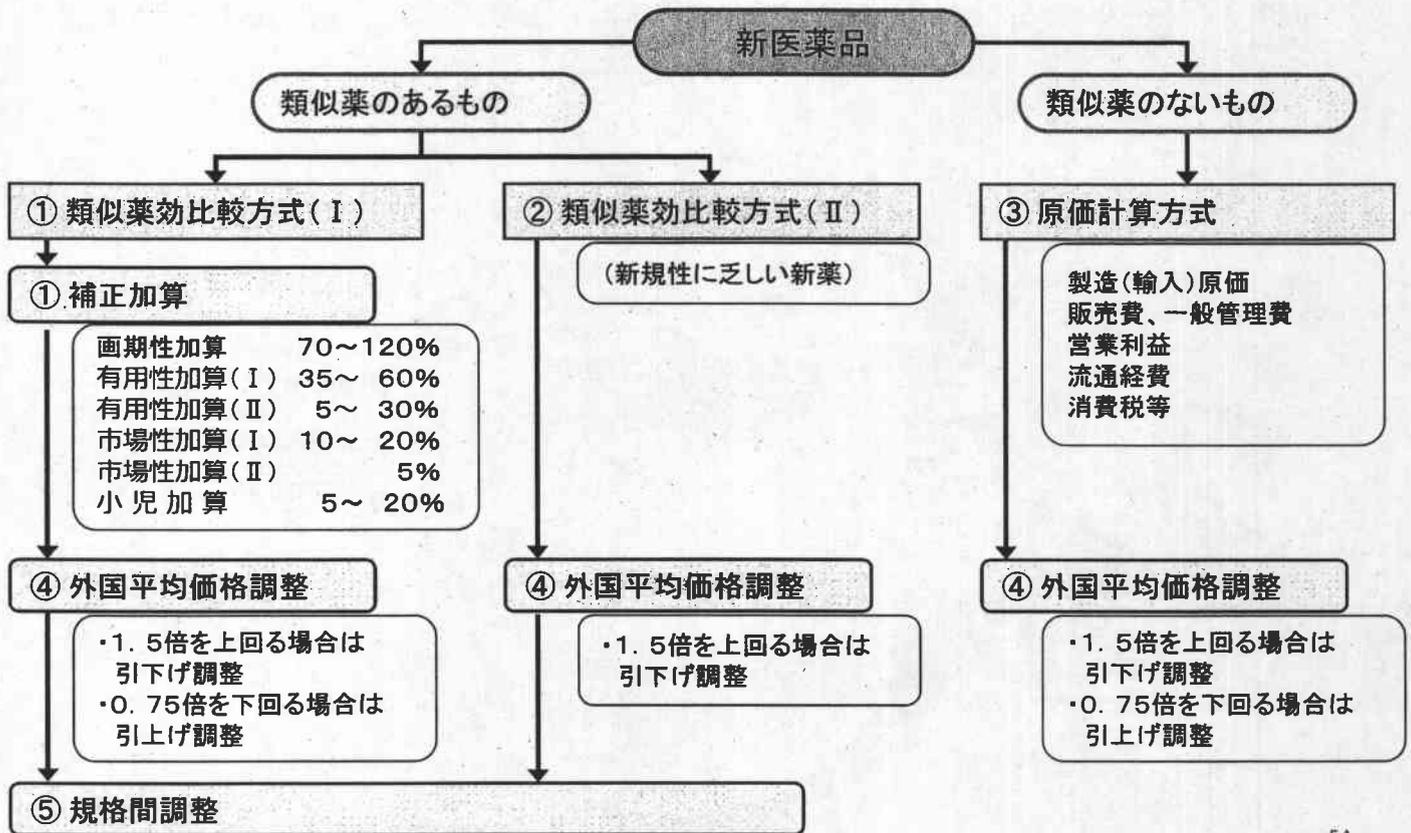
申請ラグ短縮

承認前の
保険適用

審査ラグ短縮

53

新医薬品の薬価算定方式



(注)有用性の高いキット製品については、上記⑤の後、キット特徴部分の原材料費を加え、加算(5%)

54

「新薬創出・適応外薬解消等促進加算」とは

・革新的な新薬の創出や適応外薬等の開発を目的に、後発品のない新薬で値引率の小さいものに一定率までの加算を行うもの。

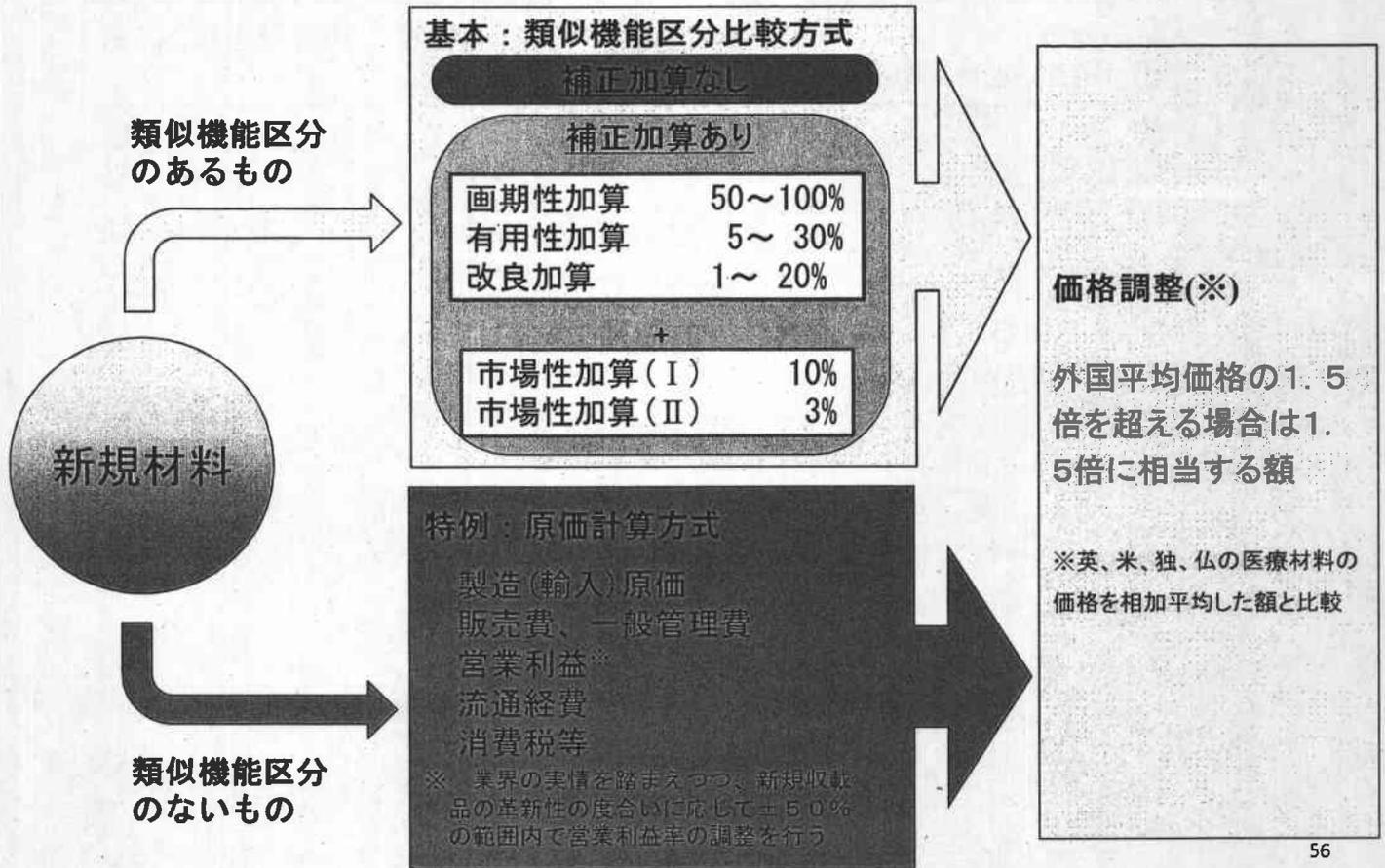
※これにより、実質的に薬価を維持

・加算の条件としては、国が適応外薬等の開発を要請(※)した企業にあっては、その開発に取り組むこと。

※「医療上の必要性の高い未承認薬・適応外薬検討会議」における検討結果を踏まえて行う

・後発品が上市された後は、薬価からそれまでの加算分を一括して引き下げる。

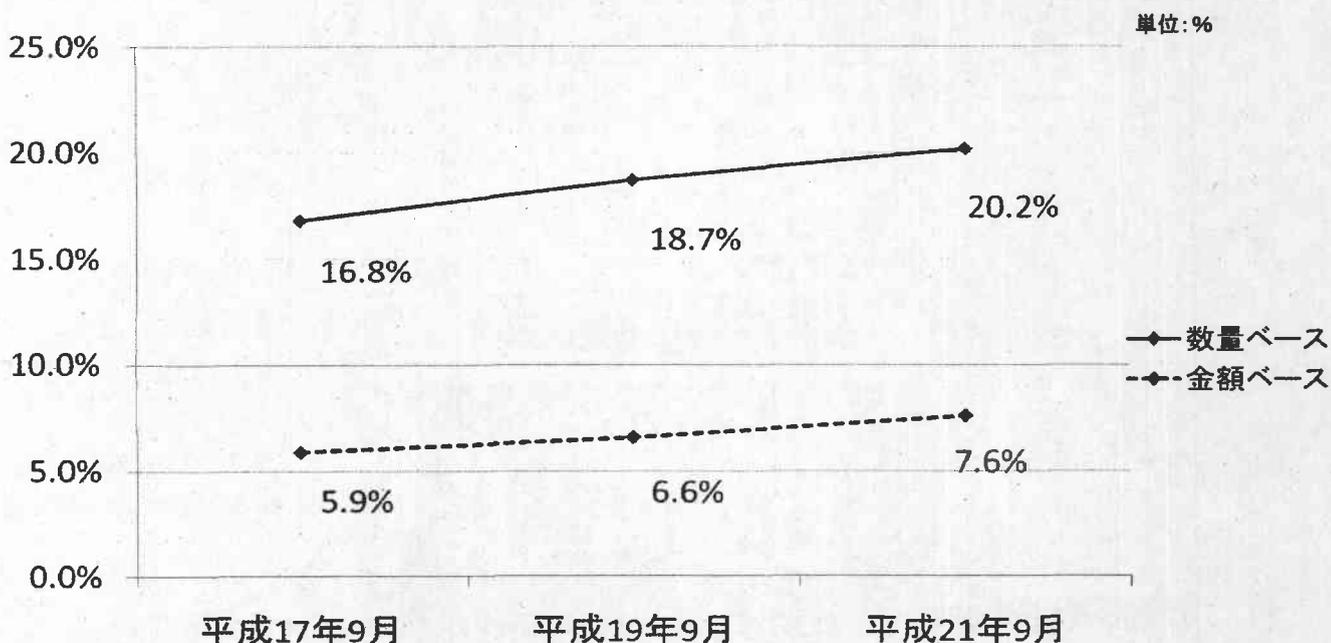
新規保険医療材料の価格算定



9 後発医薬品の使用状況について

後発医薬品シェアの推移

後発医薬品の数量シェアは、近年上昇しているが、平成24年度の30%の目標を踏まえ、引き続き使用促進を図る必要がある。



厚生労働省調べ

58

各国のジェネリック医薬品シェア（2009）

国名	ジェネリック医薬品シェア（単位：%）	
	数量	金額
日本	20.2	7.6
アメリカ	7.2	1.4
イギリス	6.5	2.6
ドイツ	6.3	2.4
フランス	2.3	1.2

（注） 諸外国の数値については、出典及び定義に差異があるため、単純に比較はできない。

（出典） 日本：厚生労働省 2009年9月薬価調査

アメリカ、イギリス、ドイツ：IMS Health, MIDAS, Market Segmentation, RX only, Dec MAT 2009

フランス：フランス政府・医療用品経済委員会(CEPS)報告

＜参考：欧米における事情＞

○米、独、仏：医師がジェネリック品に代えても良いかどうかを選択できる処方せんとなっている。

代替不可と書かない限り先発医薬品に代えてジェネリック医薬品を調剤することが可能。

○英：一般名処方が広く普及している。

○独：外来薬剤費の1割を患者が負担することになっているが、これに加え、薬剤費が一定価格

（先発品とジェネリック品の価格の間で設定される参照価格）を超過する分についても患者が負担。

○仏：ジェネリック医薬品の使用を推進する観点から、2003年10月以降、一部の先発品を選んだ場合、差額を患者負担化

薬価基準収載品目の分類別の品目数及び市場シェア (平成21年9月薬価調査)

		品目数	数量シェア	金額シェア
先発医薬品	後発品なし	1,894	18.9%	47.8%
	後発品あり	1,469	36.3%	35.9%
後発医薬品		6,778	20.2%	7.6%
その他の品目		4,164	24.6%	8.7%

- ・ 品目数は平成22年4月時点。但し、名称変更による旧名称品(経過措置移行品目)は含まない。
- ・ 数量シェア及び金額シェアは平成21年9月調査時の数量、薬価による。
- ・ 「その他の品目」は、薬事法上先発医薬品と後発医薬品との区別ができない昭和42年以前に承認された 医薬品等(血液製剤等)。

○後発医薬品が存在しない先発医薬品や先発医薬品と後発医薬品との区別ができない品目が 数量シェアで43.5%存在し、これらは後発医薬品への置換えはできない。

○平成24年度の政府目標である後発医薬品の数量シェア30%の目標値は、残り56.5%のうち、過半数以上(53%)が後発医薬品に置き換わるというもの。

後発医薬品の安心使用促進アクションプログラム (概要)

『平成24年度までに、後発医薬品の数量シェアを30%(現状から倍増)以上』という政府の目標達成に向け、患者及び医療関係者が安心して後発医薬品を使用することができるよう、①安定供給、②品質確保、③後発品メーカーによる情報提供、④使用促進に係る環境整備、⑤医療保険制度上の事項に関し、国及び関係者が行うべき取組を明らかにする。

①安定供給

医療現場の声

発注から納品までに時間がかかることがある等

- | | |
|---------|---|
| 国 | ○安定供給の指導の徹底
・医療関係者からの苦情の受付、メーカーの指導・指導内容の公表 等 |
| 後発品メーカー | ●納品までの時間短縮
・卸への翌日までの配送100%(19年度中) ・卸に在庫がない場合、卸への即日配送75%(20年度中) |
| | ●在庫の確保
・社内在庫・流通在庫1か月以上(19年度中) ・品切れ品目ゼロ(21年度中) |

②品質確保

医療現場の声

一部の後発品は、溶出性・血中濃度が先発品と異なるのではないかなど

- | | |
|---------|--|
| 国 | ○後発品の品質に関する試験検査の実施・結果の公表
・注射剤等を対象に、不純物に関する試験を実施
・後発品の品質に関する研究論文等を収集整理し、また、「後発医薬品相談窓口」に寄せられた品質に関する意見等を検討の上、必要に応じ、試験検査を実施。 |
| | ○一斉監視指導の拡充・結果の公表
・都道府県及び国の立入検査によるGMPに基づく指導 ・検査指定品目の拡充 |
| 後発品メーカー | ●品質試験の実施・結果の公表
・ロット毎に製品試験を実施(19年度中)
・長期保存試験など、承認要件でない試験についても、未着手のものは、年度内に着手(19年度中) |
| | ●関連文献の調査等
・業界団体において、後発品の関連文献を調査・評価し、必要な対応を実施(19年度中) |

③後発品メーカーによる情報提供

医療現場の声

・MRの訪問がない
 ・「先発メーカーに聞いて欲しい」など情報が先発メーカー頼み等

国

○添付文書の充実を指導

・添付文書には、添加物、生物学的同等性試験データ、安定性試験データ、文献請求先等を記載すること
 ・20年3月末までに改訂 → 後発品メーカーは、自主的に、19年12月までに前倒し対応

○後発品メーカーの情報提供体制の強化を指導

・研究開発データ、収集した副作用情報、関係文献を整理・評価し、医療関係者へ情報する体制の強化

●医療関係者への情報提供

・試験データ、副作用データについて、ホームページへの掲載等、資料請求への迅速な対応（19年度中）

後発品メーカー

④使用促進に係る環境整備

国

○都道府県レベルの協議会の設置

・都道府県レベルにおける使用促進策の策定・普及啓発を図るため、医療関係者、都道府県担当者等から成る協議会を設置

○ポスター・パンフレットによる普及啓発

・医療関係者・国民向けポスター・パンフレットの作成・配布（19年度～）

後発品メーカー

●「ジェネリック医薬品Q&A」を医療機関へ配布・新聞広告

⑤医療保険制度上の事項

○後発医薬品を含む調剤を診療報酬上評価（14年度～）

これまでの取組

○後発品の品質に係る情報等に加え、先発品と後発品の薬剤料の差に係る情報を患者に文書により提供し、患者の同意を得て後発医薬品を調剤した場合に調剤報酬上評価（18年度～）

○処方せん様式を再変更し、「変更不可」欄に医師の署名がない場合に変更調剤を可能に（20年度～）

○薬局において、後発医薬品の調剤数量の割合に応じて段階的に調剤報酬上評価（22年度～）

○医療機関において、後発医薬品を積極的に使用する体制が整備されている場合に診療報酬上評価（22年度～）

○厚生労働省令等において、保険薬剤師による後発医薬品に関する患者への説明義務並びに調剤に関する努力義務、保険医による後発品の使用に関する患者への意向確認などの対応の努力義務を規定（22年度～）

「後発医薬品の安心使用促進アクションプログラム」の実施状況について（概要）

平成23年7月29日

- 「後発医薬品の安心使用促進アクションプログラム」（平成19年10月15日策定）に掲げる主な項目の実施状況（平成23年3月末現在）は、以下の通り。
- 後発医薬品メーカーが取り組むべき項目については、日本ジェネリック製薬協会（GE薬協）の協力を得て、同協会の会員会社における実施状況を取りまとめたものである。（調査対象会社：43社、調査対象期間：平成22年4月1日～平成23年3月31日）

後発医薬品メーカーの取組

取組項目	アクションプログラムにおける取組の内容	実施状況
納品までの時間短縮	卸業者に在庫がない場合、卸業者への即日配送75% (平成20年度末)	○緊急配送が必要だった件数 826件 うち即日配送できた件数 820件(99.3%)
在庫の確保	品切れ品目ゼロ(平成21年度末)	○品切れ品目あり 6社 14件(1年間の累計) ※品切れ件数は着実に減っているが(20・14社34件、21・10社22件)、目標達成に向けてさらに取り組みを徹底することとする。
品質試験の実施等	長期保存試験等、承認条件でない試験について、未着手の場合、年度内に100%着手するとともに、医療関係者等の求めに応じて、速やかに試験結果を情報提供(平成19年度末)	○長期保存試験対象品目数 5,177品目(すべて着手済) うち試験終了品目数 3,064品目(59%) ○無包装状態安定性試験対象品目数 3,149品目(すべて着手済) うち試験終了品目数 3,089品目(98%)
品質再評価時の溶出性の確保	品質再評価指定品目について、品質再評価時標準製剤の溶出プロファイルと同等であることを定期的に確認するとともに、医療関係者等の求めに応じて、速やかに試験結果を情報提供	○品質再評価適用品目数 1,892品目 うち溶出プロファイル確認済品目数 1,881品目(99%) うち溶出プロファイル確認中品目数 11品目(1%)
医療関係者への情報提供	インタビューフォーム、配合変化試験データについて、自社ホームページへの掲載を含め、資料請求に対する迅速な対応を確保(平成20年度末)	○インタビューフォーム及び配合変化試験データを含め、アクションプログラムで掲げた8項目の情報について、医療関係者からの資料請求に対する100%の情報提供体制を確保 ○「ジェネリック医薬品情報提供システム」の運用を開始し、より迅速かつ円滑な情報提供を可能とする体制を確保

国の取組

取組項目	実施状況
品質確保に関する事項	○品質に関する研究論文等を踏まえ、国立医薬品食品衛生研究所等において溶出試験検査等を実施し、その試験結果をホームページにて公表
使用促進に関する環境整備	○政府インターネットテレビによる広報の実施 ○42の都道府県で協議会を設置し、後発医薬品の使用促進に関する検討、取り組みを実施 ○都道府県における先進的な取り組み事例について、その内容・効果等に関する調査研究を実施 ○11の都道府県において、後発医薬品の採用基準等を地域で共有するための「後発医薬品採用ノウハウ普及事業」を実施。